

徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会

第 1 回
会 議 資 料

徳島市役所 1 3 階第一研修室

令和 7 年 4 月 2 8 日（月）午前 1 0 時から

徳 島 市

会 議 資 料

【目 次】

議題 1

徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	1
徳島市附属機関設置条例	・ ・ ・ ・ ・	3
徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	4

議題 2

諮問	・ ・ ・ ・ ・	5
----	-----------	---

議題 3

今後のスケジュール（案）	・ ・ ・ ・ ・	6
--------------	-----------	---

議題 4

1 検討の背景	・ ・ ・ ・ ・	7
2 検討の目的	・ ・ ・ ・ ・	7
3 検討体制（関係図）	・ ・ ・ ・ ・	8
4 徳島市の人口推移と推計人口	・ ・ ・ ・ ・	8
5 市立学校の児童生徒数推移と推計児童生徒数	・ ・ ・ ・ ・	9
6 小中学校の適正規模の基準など	・ ・ ・ ・ ・	1 2
7 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引	・ ・ ・ ・ ・	1 5
8 国の中央教育審議会の考え方	・ ・ ・ ・ ・	1 7
9 小規模校の特徴及び学校再編により見込まれる教育環境への効果	・ ・ ・ ・ ・	1 7
10 徳島市の関連施策	・ ・ ・ ・ ・	1 9
11 市立小中学校における学校施設の現状	・ ・ ・ ・ ・	2 5
12 学校施設コストについて	・ ・ ・ ・ ・	3 0
13 学校規模を適正化する手立て	・ ・ ・ ・ ・	3 2
14 通学区域と学校配置	・ ・ ・ ・ ・	3 4
15 施設複合化の可能性	・ ・ ・ ・ ・	3 7
16 学校施設・運営面での教育課題	・ ・ ・ ・ ・	4 1
17 新しい時代の学びを実現する学校施設の姿	・ ・ ・ ・ ・	4 3
18 付帯的検討事項（学校選択制・学校プール・学校給食調理場）	・ ・ ・ ・ ・	4 6

参考

徳島市小中学校のあり方検討委員会について	・ ・ ・ ・ ・	5 8
----------------------	-----------	-----

(設置及び目的)

第1条 徳島市立小中学校のよりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、学校の適正規模・適正配置及び通学区域などについて調査及び審議を行うため、徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、教育長に答申するものとする。

- (1) 小中学校の適正規模に関すること。
- (2) 小中学校の適正配置及び通学区域に関すること。
- (3) その他、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 徳島市立小中学校の教育関係者
- (3) 徳島市立小中学校の児童生徒の保護者を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提示を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条に定める関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後最初に開かれる委員会は、教育委員会が招集する。

○徳島市附属機関設置条例（抄）

昭和28年3月18日

条例第5号

（目的）

第1条 この条例は、法律又は他の条例に特別の定めがあるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置について定めることを目的とする。

（一部改正〔令和6年条例21号〕）

第3条 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を置く。

名称	担任する事務
徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会	徳島市立小学校及び中学校の適正規模、適正配置及び通学区域並びに教育環境の整備に係る必要な事項についての調査及び審議に関する事務

（一部改正〔昭和51年条例31号・平成28年1号・令和6年21号〕）

徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会 委員名簿

	選出区分	所属・職	氏名
1	学識経験者	徳島大学大学院教授	小川 宏樹
2		徳島大学大学院教授	奥嶋 政嗣
3		四国大学教授	奥村 英樹
4		鳴門教育大学大学院客員教授	竹内 敏
5	地域住民代表	徳島市コミュニティ連絡協議会会長	島田 和男
6		徳島市民生児童委員協議会会長	木村 洋一郎
7	学校関係者	徳島市・名東郡中学校長会会長	安西 政和
8		徳島市・名東郡小学校長会会長	山崎 眞弘
9	保護者代表	徳島市・名東郡PTA連合会中学部会顧問	大杉 麻弥
10		徳島市・名東郡PTA連合会小学部会顧問	佐野 崇之
11	公募による者		大藪 進喜
12			細川 充美

(敬称略)

[事務局職員]

所属	役職	氏名
教育委員会事務局	教育次長	福田 美知子
教育委員会事務局	教育次長	谷中 智徳
教育委員会事務局学校教育課	課長	三並 亜希
教育委員会事務局学校教育課	課長補佐	山中 祐二
教育委員会事務局学校教育課	課長補佐	田中 健介
教育委員会事務局学校教育課	学事係主査指導員	鶴澤 宏明
教育委員会事務局学校教育課	学事係長	三木 梓
教育委員会事務局総務課	課長	谷口 智也
教育委員会事務局総務課	課長補佐	仁木 純一郎
教育委員会事務局体育保健給食課	課長	井上 富夫
教育委員会事務局体育保健給食課	課長補佐	山崎 雅和

教学発第692号
令和7年4月28日

徳島市立学校
適正規模・適正配置等検討委員会
委員長 様

徳島市教育委員会
教育長 松本賢治

市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置等について（諮問）

標記の件につきまして、徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会設置要綱第2条の規定により諮問します。

記

1 諮問事項

徳島市立小中学校の適正規模・適正配置及び通学区域に関することについて、調査及び審議をいただきますようお願い申し上げます。

2 諮問理由

本市における児童生徒数の減少に伴う市立小中学校の小規模化や施設の老朽化が学習環境に及ぼす影響等を考慮するとともに、本市の子どもたちのために、将来にわたってより良い教育環境を整え、学校教育の充実を図ることを目的として、市立学校の適正規模・適正配置に向けた基本方針を策定するにあたり、次の点について、調査及び審議をお願いするものです。

3 調査及び審議事項

- (1) 徳島市の小中学校における望ましい学校規模
- (2) 徳島市の地域特性等を踏まえて配慮すべき事項
- (3) 望ましい学校規模の実現に向けた具体的方策
- (4) 望ましい学校規模の実現にあたって留意すべき事項 など

以上

徳島市学校適正規模・適正配置等検討委員会 検討スケジュール(案)

	開催時期	内 容
第1回	令和7年4月28日	1 委員会の設置（委嘱状交付、正副委員長選出、諮問） 2 今後のスケジュール共有 3 現状説明 (1) 人口・児童生徒数推移、将来推計 (2) 学校施設の状況 (3) 他の計画との関係 (4) あり方検討委員会による意見書の共有 4 国の方針について共有
第2回	令和7年5月中旬	1 適正規模・適正配置に向けた検討（第1回） 2 付帯的検討事項(※1)について検討（第1回） 3 アンケート調査の実施について
第3回	令和7年7月上旬	1 アンケート調査結果の共有 2 適正規模・適正配置に向けた検討（第2回） 3 付帯的検討事項について検討（第2回）
第4回	令和7年7月下旬	1 適正規模・適正配置に向けた検討（第3回） 2 付帯的検討事項について検討（第3回） 3 答申（案）について
第5回	令和7年8月上旬	答申（案）について
第6回	令和7年8月中旬	答申（案）の最終確認及び答申内容の決定(※2)

※1 付帯的検討事項には、通学区域の取扱い及びスクールバス等の通学支援策の必要性、学校給食の提供方式及び学校プールのあり方等を想定。

※2 答申内容の決定後、8月下旬には教育長に対し答申の手交を予定。

手交式後に検討委員会を解散する予定。

【検討委員会解散後のスケジュール(案・参考)】

時 期	内 容
令和7年8月末	令和7年9月市議会定例会(事前委員会)で答申の内容を報告
令和7年12月	令和7年12月市議会定例会(付託委員会)で 小中学校適正規模・適正配置等基本方針(素案)の内容を報告
令和7年12月 ～令和8年1月	パブリックコメント手続きの実施
令和8年3月中旬	令和8年3月市議会定例会(付託委員会)で基本方針(最終案)及び パブリックコメントの結果を議会へ報告
令和8年3月下旬	基本方針の策定・公表
令和8年4月以降	基本方針に基づき再編実施計画(仮称)の策定に向けた検討を開始

1 検討の背景

近年、本市では少子化を背景に児童生徒数が減少し、それに伴う小中学校の小規模化が進行しています。

小規模校では、きめ細かな指導が期待できる一方で、クラス替えができない、集団教育活動が制限されるなどの学習環境への影響が懸念されています。

また、本市の学校施設は老朽化が深刻であり、近い将来必要となる建替・改修コストは、本市における財政上の課題となっているほか、施設設備の経年劣化や陳腐化により、最新の教育ニーズへの対応に苦慮する状況も発生しています。

今後においても、児童生徒数の減少に伴う学校小規模化の進行が見込まれている中で、教育環境の基盤となる適正な学校規模の維持という課題に直面しています。

徳島市では、こうした課題について関係者からの意見を聴取する目的で、令和4年度から令和5年度までの2か年にわたり、「徳島市小中学校のあり方検討委員会」を開催し、令和5年度末には、会議でいただいた意見をとりまとめた「意見書」の提出を受けました。

今後、徳島市として「市立小中学校適正規模・適正配置等基本方針」を策定するため、この度、教育委員会の諮問機関として「徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会」を設置し、適正規模・適正配置等に係る検討を本格化することになりました。

2 検討の目的

本市の子どもたちのために、将来にわたってより良い教育環境を整え、学校教育の充実を図ることを目的として、徳島市の学校の適正規模・適正配置に向けた「基本方針」を策定し、今後、学校の再編について検討する際の指針とするため、学校を取り巻く現状・課題や地域の実情等を踏まえ、学校の適正配置に向けた基本的な考え方を整理するものです。

■基本方針とは

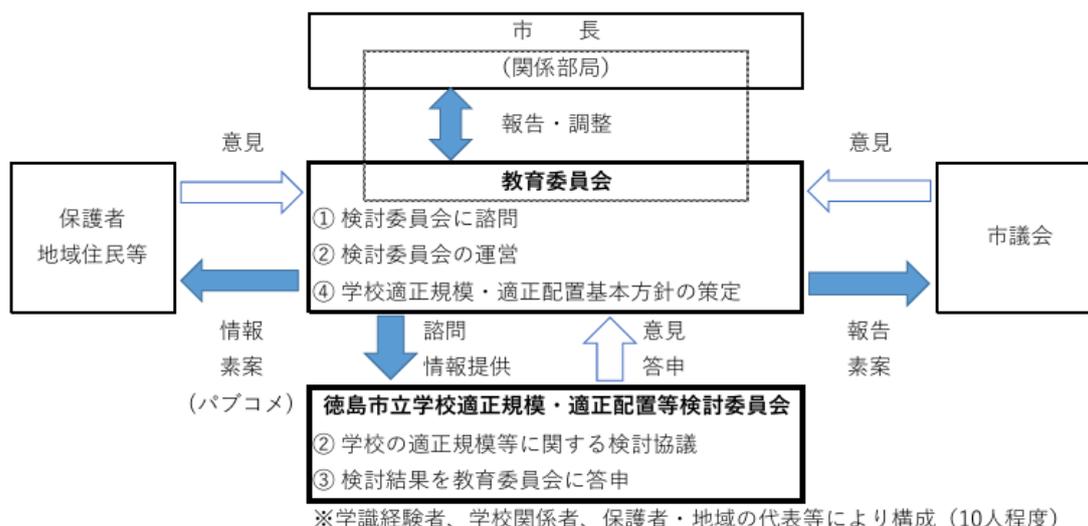
徳島市で学ぶ児童生徒の「より良い学習環境」を整えるための指針。

(主な内容)

- ① 望ましい学校規模
- ② 地域の特性等を踏まえて配慮すべき事項
- ③ 望ましい学校規模の実現に向けた方策
- ④ 望ましい学校規模の実現にあたっての留意点 など

※ 具体的な「再編対象校」「再編時期」等は、基本方針の策定後に検討する予定のため、今回は検討対象外とします。

3 検討体制（関係図）



4 徳島市の人口推移と推計人口（徳島市総合計画 2025 より）

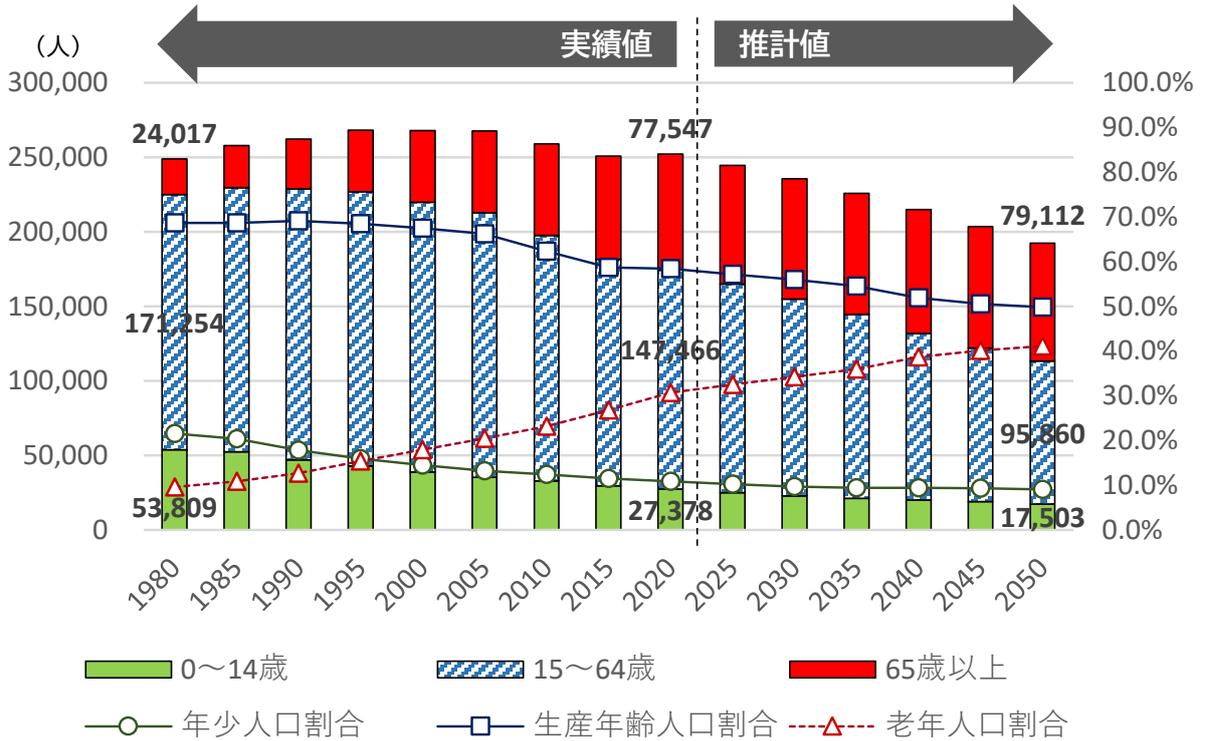
社人研の推計によると、令和 32 年（2050 年）時点における本市の人口は 192,475 人となっており、令和 2 年（2020 年）からの 30 年間で 23.7%の人口減少が見込まれています。

年代別に人口増減をみると、令和 2 年（2020 年）から令和 32 年（2050 年）にかけて 0～14 歳の人口は▲9,875 人と 36%の減少、15～64 歳の人口は▲51,606 人と 35%の減少となっている一方、65 歳以上の人口は 1,565 人増加する見込みとなっています。

年齢階級別人口構成比を見ると、令和 2 年（2020 年）から令和 32 年（2050 年）にかけて 15～64 歳の割合が 10%近く減少する一方、65 歳以上の割合は 10%以上増加すると見込まれており、令和 2 年（2020 年）時点では、約 2 人の現役世代で 1 人の高齢者を支えていた社会が、令和 32 年（2050 年）になると、ほぼ 1 人の現役世代で 1 人の高齢者を支えていかなければならない社会となります。

人口減少・少子高齢化の進行により、産業の担い手不足や生産性の低下、地域経済の縮小やインフラ管理コストの増大、セーフティネットの弱体化、空き家の増加、地域コミュニティの弱体化など、様々な分野において大きな影響があると想定されます。

徳島市の人口推移と人口推計



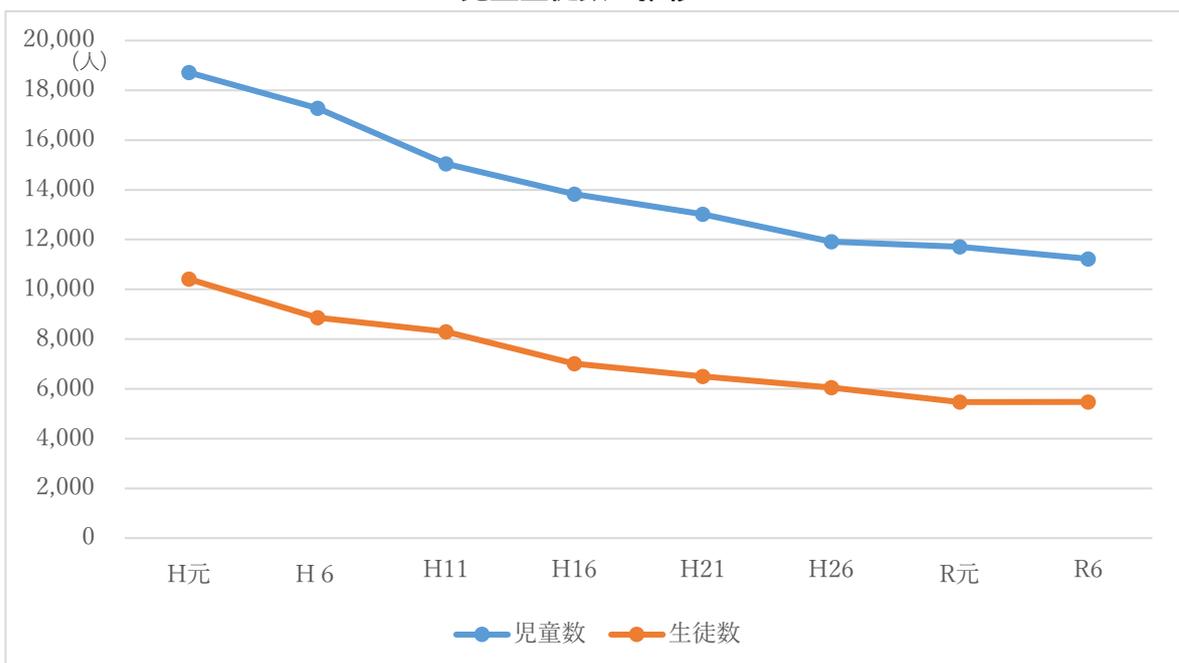
出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

5 市立学校の児童生徒数推移と推計児童生徒数

(1) 児童生徒数の推移

本市小中学校の児童生徒数は継続して減少傾向にあり、平成元年度の29,124人（児童18,714人、生徒10,410人）から、令和6年度は16,704人（児童11,228人、生徒5,476人）と、約6割程度にまで縮小しています。

児童生徒数の推移



【表 小中学校別児童生徒数の増減（H元→R6）】

中学校名	生徒数（人）			小学校名	児童数（人）		
	H元	R6	増減		H元	R6	増減
徳島	973	556	▲417	内町	525	280	▲245
				助任	1,119	860	▲259
城西	1,274	616	▲658	佐古	969	525	▲444
				千松	1,342	855	▲487
富田	1,072	364	▲708	新町	377	80	▲297
				富田	701	238	▲463
				昭和	777	389	▲388
城東	1,349	675	▲674	福島	720	408	▲312
				城東	829	298	▲531
				沖洲	907	548	▲359
津田	678	265	▲413	津田	1,355	504	▲851
加茂名	743	464	▲279	加茂名	689	396	▲293
				加茂名南	678	600	▲78
八万	1,072	615	▲457	八万	1,150	652	▲498
				八万南	919	648	▲271
南部	881	657	▲224	方上	166	160	▲6
				大松	399	436	37
				論田	459	377	▲82
				宮井	168	75	▲93
				渋野	305	258	▲47
				飯谷	41		▲41
不動	138	17	▲121	不動	180	43	▲137
上八万	317	155	▲162	上八万	402	325	▲77
				一宮	233	29	▲204
入田	98	33	▲65	入田	173	48	▲125
川内	646	393	▲253	川内北	742	555	▲187
				川内南	371	173	▲198
応神	210	86	▲124	応神	439	181	▲258
国府	804	519	▲285	国府	928	757	▲171
				南井上	342	418	76
北井上	155	61	▲94	北井上	309	112	▲197
中学校計	10,410	5,476	▲4,934	小学校計	18,714	11,228	▲7,486

(2) 校区別児童生徒数の将来推計

令和6年4月1日現在の徳島市の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法※を用いて算出した校区別児童生徒数の将来推計については、次のとおりです。

※コーホート変化率法

各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

中学校名	生徒数（人）			小学校名	児童数（人）		
	R6 2024年	R22 2040年	R32 2050年		R6 2024年	R22 2040年	R32 2050年
徳島	556	291	254	内町	280	113	81
				助任	860	472	408
城西	616	426	400	佐古	525	224	171
				千松	855	667	642
富田	364	148	110	新町	80	16	14
				富田	238	71	53
				昭和	389	190	142
城東	675	394	325	福島	408	301	255
				城東	298	218	185
				沖洲	548	278	216
津田	265	127	88	津田	504	225	158
加茂名	464	413	402	加茂名	396	352	346
				加茂名南	600	529	519
八万	615	401	346	八万	652	401	340
				八万南	648	401	340
南部	657	478	404	方上	160	100	88
				大松	436	280	247
				論田	377	243	214
				宮井	75	61	48
				渋野	258	205	159
不動	17	3	1	不動	43	6	2
上八万	155	183	160	上八万	325	319	277
				一宮	29	28	24
入田	33	7	5	入田	48	14	10
川内	393	247	208	川内北	555	363	314
				川内南	173	115	99
応神	86	47	42	応神	181	104	91
国府	519	439	418	国府	757	606	566
				南井上	418	301	307
北井上	61	38	26	北井上	112	68	46
計	5,476	3,642	3,189	計	11,228	7,271	6,362

6 小中学校の適正規模の基準など

(1) 法令等からみた適正規模

ア 学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

※ 同条の規定は、第 79 条で中学校に準用。

イ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
- ② 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。

ウ 公立小中学校の適正規模・配置に関する手引

- ① 6 学級以下の小学校、3 学級以下の中学校は適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
- ② 通学時間はおおむね 1 時間以内を一応の目安として、地域の実情や児童生徒の実態に応じて 1 時間以上や 1 時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当である。

エ 学級数による学校規模の分類（小学校・中学校に適用）

文部省助成課資料「これからの学校施設づくり（昭和 59 年）」には、次のように学級数による学校規模の分類が示されている。

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31 以上

(2) 学級編制の基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(学級編制の標準)

第 3 条関係

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	35 人
	二の学年の児童で編制する学級	16 人 (1 年生を含む場合は 8 人)
	特別支援学級	8 人
中学校	同学年の児童で編制する学級	40 人
	二の学年の児童で編制する学級	8 人
	特別支援学級	8 人

(4) 学校規模の分布（現在：R6と将来：R22の比較）

R6										普通 学級数	学校規模 (文部省 基準)	普通 学級数	R22																																					
【全体】 小学校児童数：11,228人（普通学級数：400学級） 中学校生徒数：5,476人（普通学級数：175学級） 児童生徒数													【全体】 小学校児童数：7,270人（普通学級数：313学級） 中学校生徒数：3,641人（普通学級数：120学級） 児童生徒数																																					
										1	過 小 規 模	1																																						
										2		2																																						
										3		3	不動	入田	宍神	北井上																																		
										4		4																																						
										5		5																																						
上八万	北井上	入田	川内南	一宮	不動	宮井	方上	新町	宍神	80	6	6	内町	新町	富田	昭和	方上	宮井	不動	一宮	入田	川内南	宍神	北井上	富田	津田	上八万	155	112	48	173	29	43	75	160	113	16	71	190	100	61	6	28	14	115	104	68	148	127	183
										7	小 規 模	7																																						
										8		8	淡野	川内																																				
										9		9	徳島																																					
										10		10																																						
										11		11	城東																																					
										12	適 正 規 模	12	佐古	福島	津田	沖洲	加茂名	八万	八万南	大松	論田	上八万	川内北	南井上	城西	城東	加茂名	八万	国府																					
川内	南井上	論田	加茂名	昭和	福島	加茂名	464											13																																
										14		14	南部																																					
										15		15	国府	大松																																				
										16		16	徳島																																					
										17	17																																							
城西	川内北	沖洲	津田	佐古	加茂名南	加茂名	436											18	18	助任	加茂名南																													
										19	統 合 の 場 合 の 適 正 規 模	19	国府																																					
										20		20	南部																																					
										21		21	城東																																					
										22		22	八万南																																					
										23		23																																						
										24	24	千松																																						
										25	25																																							
										26	大 規 模	26	千松	助任																																				
										27		27																																						
										28		28																																						
										29		29																																						
										30		30																																						
										31	過 大 規 模	31																																						
										32		32																																						
										33		33																																						
										34		34																																						
										35		35																																						
										36		36																																						
										37		37																																						

7 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

平成27年1月、文部科学省は、各自治体が主体的に行う学校規模適正化や小規模校の充実策の検討を支援するため、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた表題の手引を策定しました。

本項では、当該手引の要旨を整理します。

(1) 基本的な考え方

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断による。
- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域の実情等に配慮する必要がある。特に過疎地などでは、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重されるべき。

(2) 学校規模の適性化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。

【学校小規模化の影響の例】

(学校運営上の課題)

- ・ クラス替えできず人間関係が固定化
- ・ 集団行事の実施に制約
- ・ 部活動の種類が限定
- ・ 授業で多様な考えを引き出しにくい 等

(児童生徒への影響)

- ・ 社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい
- ・ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・ 多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等

- その上で、学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況ごとに区分して提示。

【提示例】 小学校（1～5学級）複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

(3) 学校の適正配置（通学条件）

スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準（小学校：4 km以内、中学校：6 km以内）に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒ 1時間以内を一応の目安として、市町村が判断

（適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提）

(4) 学校統合を検討する場合の留意事項

- 保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

【内容例】

- ◇ 統合の適否に関する合意形成
 - ・ 小規模の課題の可視化と共有
 - ・ 統合効果の共通理解
 - ・ 保護者や地域代表が参画した統合プランの検討
 - ・ 住民アンケートの実施 等
- ◇ 魅力ある学校づくり
 - ・ 教育課程等特例校制度を活用した魅力的なカリキュラムの導入
 - ・ コミュニティスクールの推進
 - ・ 小中一貫教育の導入
 - ・ 施設設備の充実 等
- ◇ 統合により生じる課題への対応
 - ・ バス通学による体力低下への対応
 - ・ 児童生徒の環境適応支援
 - ・ 廃校校舎の地域拠点としての活用 等

(5) 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

- 小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるような様々な工夫例を提示。

【内容例】

- ◇ 小規模校の良さを活かす方策
 - ・ 少人数であることを生かした教育活動（外国語の指導等）の徹底
 - ・ 個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
 - ・ 地域の自然・文化・産業資源等を生かした特別なカリキュラムの編成
 - ・ 地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等
- ◇ 小規模校の課題を緩和する方策
 - ・ 小中一貫教育による一定の学校規模の確保
 - ・ ICTの活用による他校との合同授業
 - ・ 小規模校間のネットワークの構築 等

8 国の中央教育審議会の考え方

－「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（R3.1.26 中教審答申）－

学校規模適正化の検討は児童生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであり、学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを生かした学校づくりを行うかなど、活力ある学校づくりをどのように推進するかは地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断となる。

その際、教育部局だけでなく、財政部局をはじめ公共施設所管部局や都市計画部局など、首長部局と分野横断的な検討体制を構築することが重要であり、教育振興基本計画や個別施設計画への反映、新たな分野横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要である。

9 小規模校の特徴及び学校再編により見込まれる教育環境への効果

(1) 小規模校のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ◇一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ◇学校行事や部活動等で、個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合い・切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ◇運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ◇中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ◇児童生徒、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。 ◇部活動の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ◇異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ◇一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇クラス替えが困難なため、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ◇切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ◇組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ◇全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ◇学校一体となって活動しやすい。 ◇施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇教職員数が少ないため、経験・教科・特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ◇教職員同士で指導についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ◇一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ◇子ども1人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。

※文部科学省作成（中央教育審議会配付資料 H20.12.2）をもとに作成

(2) 学校再編によって見込まれる教育環境への効果

【クラス数の増加による効果】

- ◇ 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編成が可能となる
- ◇ 児童生徒を多様な意見に触れさせることが可能となる
- ◇ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることが可能となる
- ◇ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることが可能となる
- ◇ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることが可能となる
- ◇ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることが可能となる
- ◇ 部活動などのバリエーションが豊富になる

【教職員数が増加する効果】

- ◇ 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が図られる
- ◇ 教員個人の力量への依存度が低くなり、教育活動が人事異動や教員数の増減に過度に影響されなくなる
- ◇ 児童生徒に対して、多様な価値観に触れさせることが可能となる
- ◇ グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることができる
- ◇ 教員の校外研修や研究協議会等へ参加が促進され、より質の高い授業を提供することができる
- ◇ 教員同士が切磋琢磨する環境が生まれるとともに、指導技術等の相互伝達が期待できる

【施設整備を実施する効果】

- ◇ 教育のICT化に向けた環境整備が展開できる
- ◇ トイレの洋式化及び空調設備の充実が図られる
- ◇ ラーニング・コモンズの整備など、児童生徒の興味や関心を引き出す環境づくりが可能となる

※文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より

10 徳島市の関連施策

(1) 徳島市総合計画2025

施策25 信頼される教育環境の実現

【目指す姿】

安全・安心で質の高い学校づくりを進めるとともに、教育内容・方法の多様化に対応した施設・設備の充実を図ることで、園児及び児童生徒が安心して快適に学ぶことのできる教育環境を実現しています。

「地域とともにある学校」による地域総ぐるみでの連携・協働が図られ、全ての園児及び児童生徒が地域コミュニティの中で共感的・協調的な関係を築いています。

学校における働き方改革の更なる加速化により、教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子どもに向き合うことができる体制が整備され、教育の質向上及び全ての子どもが健やかに成長できる教育環境が保障されています。

【展開方針】

1 教育環境の充実

幼児・児童生徒数の変動による教育環境の変化に対応するとともに、活力ある教育活動を展開していくために、幼稚園については、第2期徳島市立教育・保育施設再編計画に則り、幼保連携型認定こども園への再編を進めます。

また、小中学校については、児童生徒の教育条件をより良くすることを目的に、適正規模・適正配置等に関する検討を進めます。

2 信頼される学校づくりの推進

校舎等の長寿命化を計画的に実施することで、学校施設の安全・安心を確保します。

また、教育環境の質的向上を図るため、体育館への空調設備の整備、トイレの洋式化、照明設備のLED化、バリアフリー化対策、防犯対策等の整備に努めます。

「地域とともにある学校」の実現に向け、コミュニティ・スクールの取組を一層推進し、子どもたちを地域全体で育む学校を核とした地域づくりに取り組みます。

3 教育の組織運営体制等の充実

学校における働き方改革として、慣例にとらわれない廃止等を含む業務の適正化や、教員業務支援員（スクールヘルパー）をはじめとする支援スタッフの配置、校務のデジタル化等の学校DXの推進、部活動の地域移行等、様々な取組を総合的に進めることで、教師の負担軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等の本来業務に注力できる環境を整えます。

(2) 徳島市立地適正化計画

ア 目標年次

立地適正化計画は、時間をかけて緩やかに都市機能や居住を誘導するものであり、計画においては、概ね20年後の2040年度（令和22年度）を目標年次とします。

イ まちづくりの理念

**活力ある笑顔がおどる
「育・職・住」
近接の安心まちづくり**

中心部と周辺地域が利便性の高い公共交通でつながり、それぞれの地域において、充実した医療、福祉、商業などの生活サービスを享受できる、誰もが安心して暮らせる集約型都市構造の構築を目指します。

ウ まちづくりの方針

まちづくりの方針

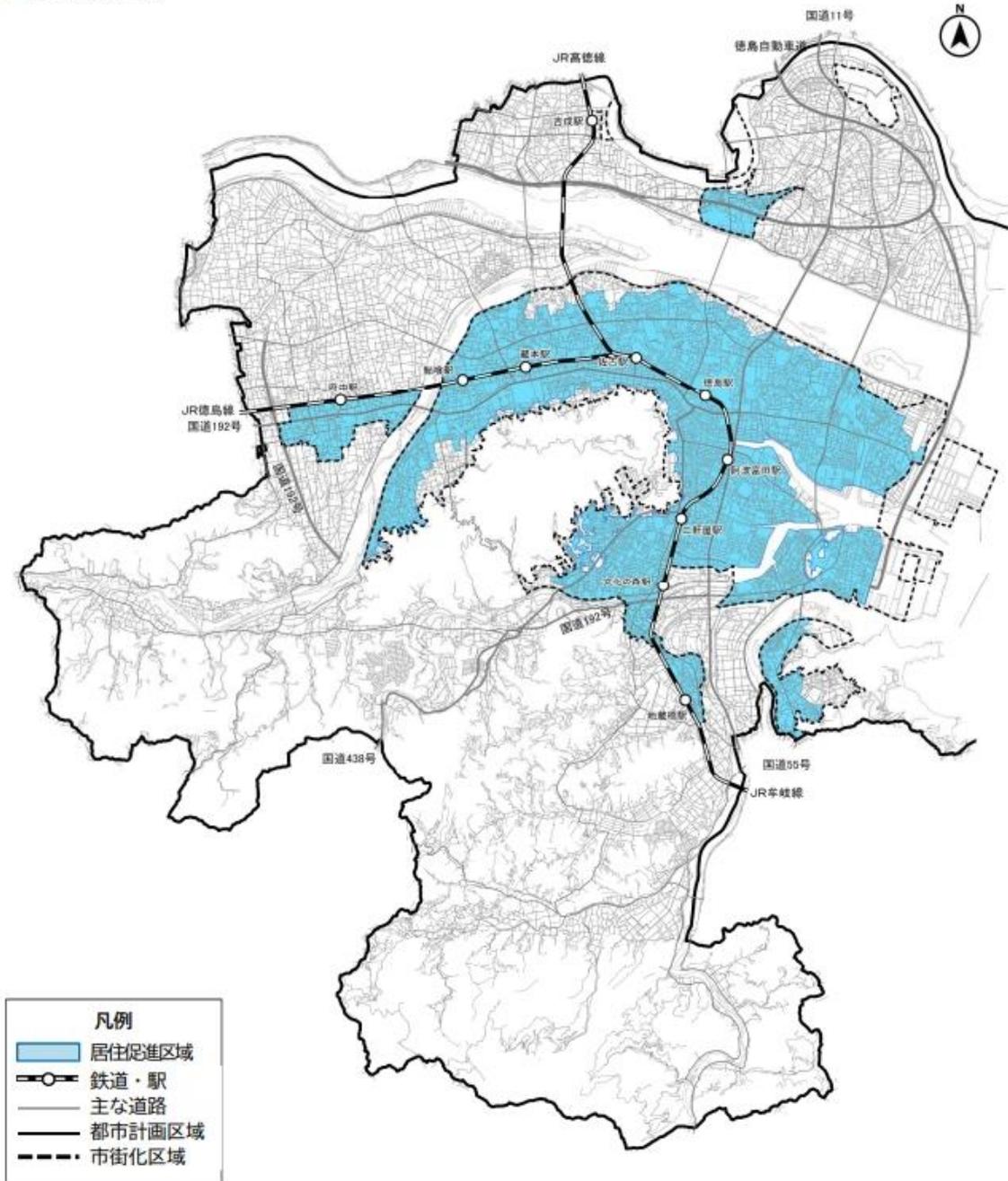
徳島市の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 県の拠点都市にふさわしい都市機能の集積・ 滞留や交流が生まれる公共空間の創出・ 中心部への若い世代の居住促進・ 持続可能なまちづくりを支える地域コミュニティの充実・ 鉄道、路線バスなど、多様な公共交通の連携
方針①	県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流（にぎわい）を創出するまちづくり
<p>県の拠点都市に相応しい都市機能などの維持・誘導、駅前広場や公共空間の整備の推進、公共交通結節点機能の強化などにより、まちのにぎわいを創出し、交流人口や定住人口の増加を目指します。</p> 	
徳島市の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 気軽に運動に取り組める環境・機会づくり・ 過度に自動車に依存せず、徒歩や自転車で生活できる環境づくり
方針②	市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまちづくり
<p>日常的に利用する施設や居住の誘導、公共交通の利便性の向上を図ることで、自動車に過度に頼らず、歩いて生活できる都市構造の構築を目指します。</p> <p>また、気軽に運動に取り組める環境や高齢者が活躍できる場などを整備することで、誰もが生涯を通じて元気に活躍できるまちを目指します。</p> 	
徳島市の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 妊娠から学童期まで切れ目のない子育て支援・ 多様な保育ニーズに対応した子育てと仕事を両立できる環境づくり
方針③	子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまちづくり
<p>教育・保育環境の充実を図り、働きながら子育てしやすい環境を目指します。</p> <p>道路環境や居住環境の整備・改善により、子育て世代が安心して快適に暮らすことができる環境を目指します。</p> 	

エ 居住促進区域

居住促進区域は「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域」と定義されています。

本市では将来人口密度の状況に加えて、既存ストックの集積状況、都市機能誘導区域へアクセスしやすいエリア、災害危険区域などの指定状況などを総合的に勘案し、居住促進区域を設定しています。

■居住促進区域

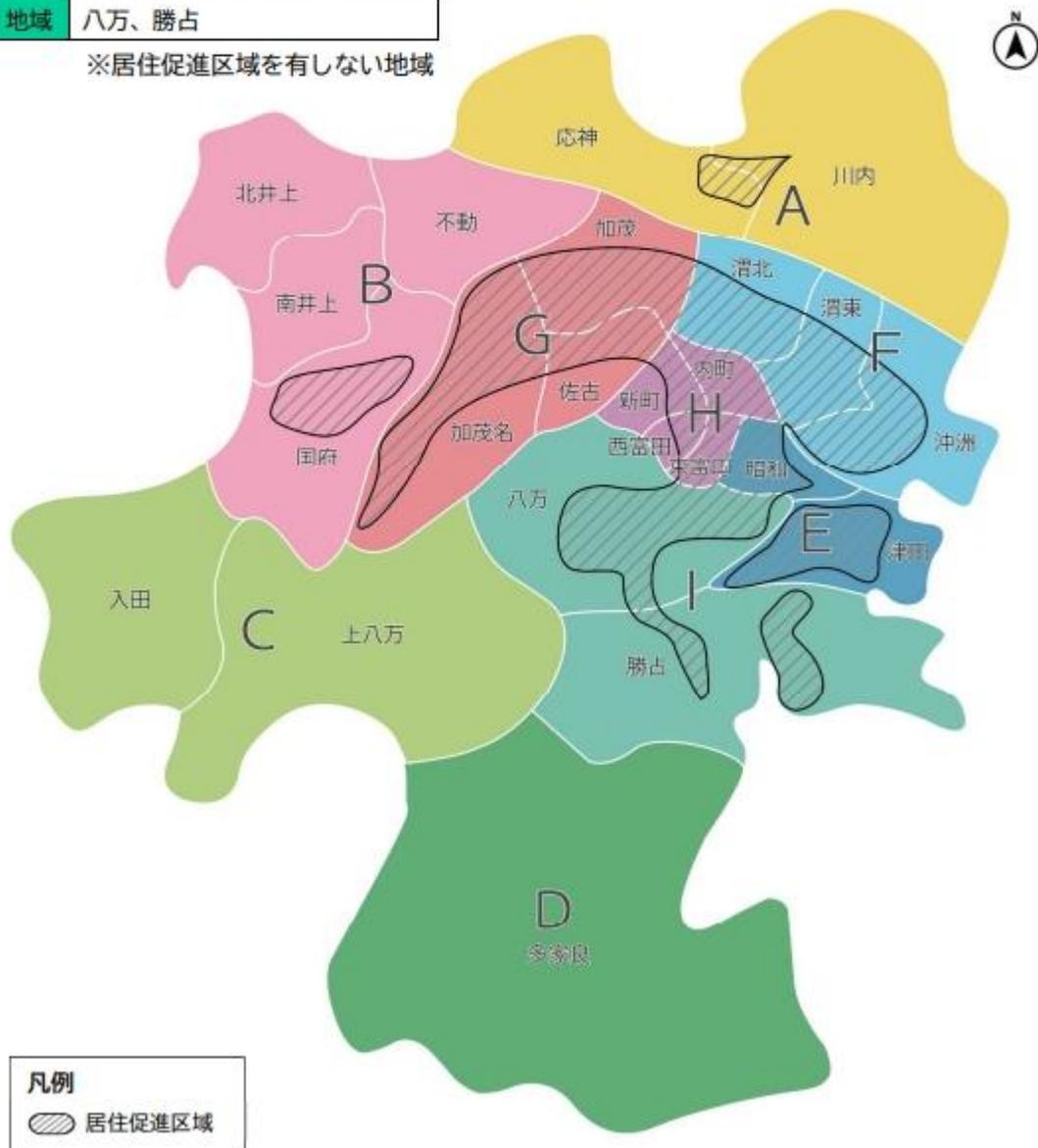


■地域区分図

地域	地区
A地域	川内、応神
B地域	国府、不動、北井上、南井上
C地域	入田、上八万
D地域	多家良
E地域	昭和、津田
F地域	渭北、渭東、沖洲
G地域	佐古、加茂、加茂名
H地域	内町、新町、東富田、西富田
I地域	八万、勝占

※
※

※居住促進区域を有しない地域

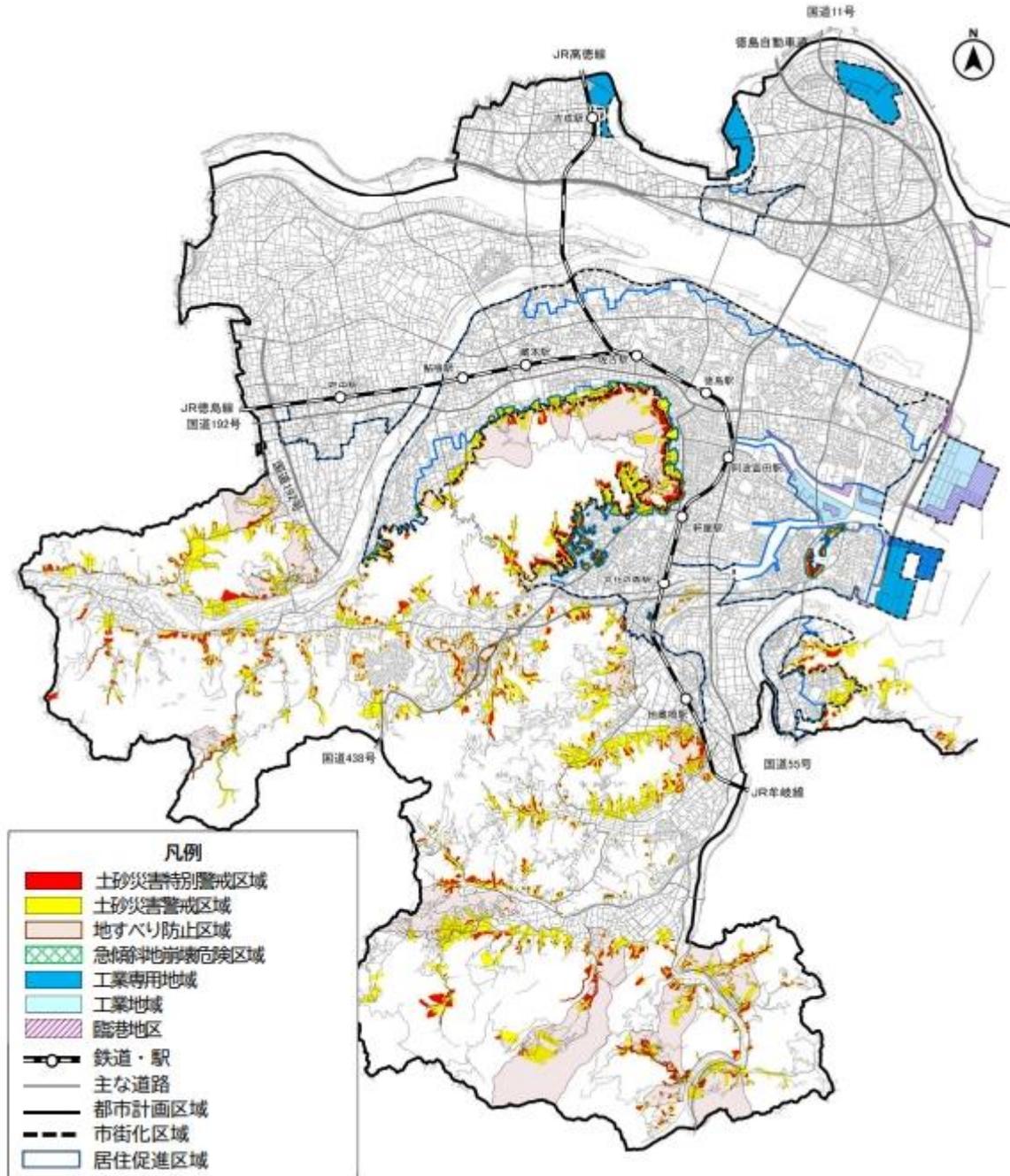


凡例
 居住促進区域

オ 居住促進区域から除外する区域

(災害リスクが高い区域、居住の促進に適切でない地域・地区)

立地適正化計画では、自然災害の危険性の高い区域については、居住促進区域から除外しています。



※居住促進区域は当初計画時の区域

(3) 徳島市公共施設等総合管理計画

ア 基本目標

公共施設等は、本市の利便性や景観を形成するものであり、まちのにぎわい創出に欠かせないものです。しかし、人口減少や少子高齢化等による施設ニーズの変化や施設の老朽化、厳しい財政状況等により、現状のまま何の対策も取らなければ、十分な公共サービスを提供できなくなるおそれがあります。

今後、将来にわたり市民の皆様が安心安全に利用できる公共施設等を継承していくためには、既存の施設を最大限に活用するとともに、財政的に持続可能な範囲で、効率的な維持管理やマネジメントを行うことが求められます。

このことから、本計画では、次の基本目標を掲げ、課題解決を図っていきます。

将来世代への安心安全な公共施設等の継承

イ 基本方針

基本方針

方針①

【保有資産の長寿命化・機能維持（品質確保）】

現在保有している公共施設及びインフラを長期間使用できるようにするとともに、安心安全かつ快適に利用できるような機能の確保と維持を目指します。

方針②

【保有資産の縮減・規模の適正化（需給管理）】

現在の利用状況に加えて、将来の人口規模に応じた需要予測を踏まえ、公共施設の保有量の縮減や、規模の適正化を目指します。

方針③

【運営の最適化・効率化（コスト削減）】

更新費が将来世代の負担増大とならないよう、運営の見直しによる新たな財源の確保や、多様な主体との連携による効率化を目指します。

ウ 基本方針ごとの目標

基本方針①	計画目標	大規模改修や建て替え時期を迎える施設の長寿命化を図る。
	将来目標	長寿命化により標準的な耐用年数の 1.5 倍程度まで施設を活用する。
基本方針②	計画目標	公共施設の複合化等により総量の縮減と必要な機能の確保を図る。
	将来目標	人口規模に応じた公共施設の最適化を目指す。
基本方針③	計画目標	維持管理経費の削減や民間資金等の活用を推進する。
	将来目標	総量縮減や民間資金等の活用で維持管理経費の 10% 程度を削減する。

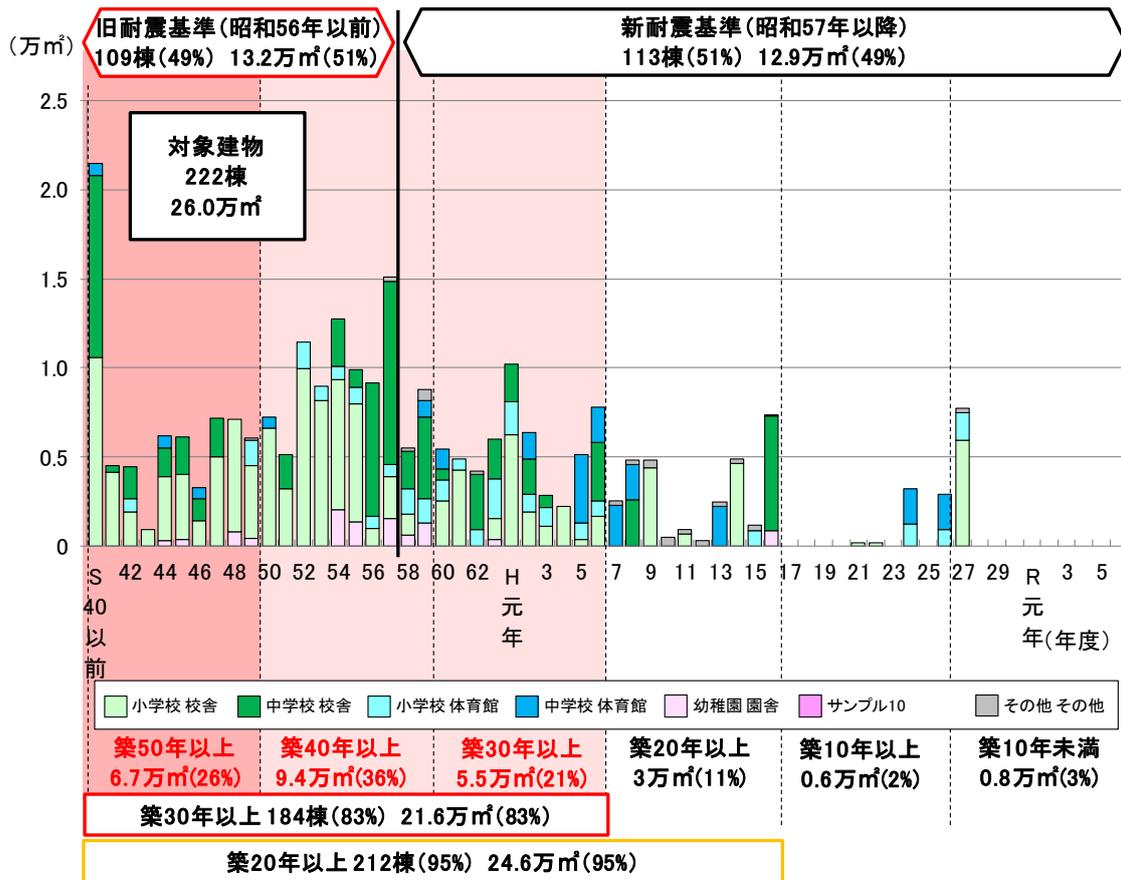
1.1 市立小中学校における学校施設の現状

(1) 学校施設の築年別整備状況

本市の学校施設のうち、築30年以上の建物は、現在、全体の約83%を占めており、老朽化が進んでいる。10年後には約95%となることから、長寿命化による対応が不可欠となっている。

なお、築50年以上の建物が約26%あり、建物の劣化状況によっては長寿命化には適さない場合も考えられる。そのため、主に築50年以上の建物は長寿命化に加えて改築も検討する必要がある。

築年別整備状況



(2) 市立小中学校の施設状況

学校名		所在地	施設名	構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年	築年数
小 学 校	内町	徳島町城内 1番地の15	校舎	RC	3	4,642	S52	47
			体育館	RC	2	725	S54	45
	新町	東山手町2丁目 25番地	校舎	RC	3	2,879	S28	71
			体育館	RC	1	725	S58	61
	佐古	南佐古四番町 1番32号	校舎	RC	3	5,774	S34	65
			体育館	RC	2	1,049	H3	33
	富田	中央通3丁目 15番地	校舎	RC	3	5,085	S37	62
			体育館	RC	1	919	H6	30
	福島	福島一丁目 7番28号	校舎	RC	4	4,555	S37	62
			体育館	RC	1	919	S62	37
	城東	住吉三丁目 2番5号	校舎	RC	3	4,732	S34	65
			体育館	RC	2	1,215	H24	12
	助任	下助任町 1丁目1番地	校舎	RC	3	5,586	S33	66
			体育館	RC	2	1,049	S63	36
	津田	津田西町二丁目 5番27号	校舎	RC	3	7,273	S50	49
			体育館	RC	1	1,164	S63	36
	昭和	中昭和町5丁目 60番地	校舎	RC	4	3,921	S35	64
			体育館	RC	1	725	S58	41
	沖洲	南沖洲二丁目 2番4号	校舎	RC	5	6,236	S60	39
			体育館	RC	3	1,576	H27	9
加茂名	庄町5丁目 19番地	校舎	RC	3	4,828	S43	56	
		体育館	S	2	774	S42	57	
加茂名 南	鮎喰町2丁目 11番地の88	校舎	RC	3	5,164	H元	35	
		体育館	RC	1	919	H元	35	
八万	城南町四丁目 1番52号	校舎	RC	4	5,632	S42	57	
		体育館	S	2	966	S49	50	
八万南	八万町橋本 111番地	校舎	RC	3	4,886	S52	47	
		体育館	S	1	720	S52	47	
千松	南田宮四丁目 5番5号	校舎	RC	4	6,537	S41	58	
		体育館	RC	1	1,164	S60	39	
大松	大松町上野神 9番地	校舎	RC	3	3,379	S48	51	
		体育館	RC	1	919	H26	10	
論田	論田町本浦上 9番地	校舎	RC	3	3,657	S53	46	
		体育館	RC	1	919	H5	31	

学校名		所在地	施設名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数
小 学 校 (つづき)	方上	北山町下地 1 番地	校舎	RC	3	1,812	S55	44
			体育館	RC	1	680	S59	40
	宮井	多家良町小路地 45 番地	校舎	RC	2	1,890	S50	49
			体育館	RC	1	894	H15	21
	渋野	渋野町西池 35 番地の 1	校舎	RC	2	3,089	S61	38
			体育館	RC	1	692	S61	38
	不動	不動本町 2 丁目 133 番地	校舎	RC	2	2,432	S45	54
			体育館	S	1	576	S49	50
	上八万	上八万町樋口 52 番地	校舎	RC	3	3,837	S45	54
			体育館	RC	1	680	S59	40
	一宮	一宮町東丁 224 番地	校舎	RC	2	2,085	S41	58
			体育館	RC	1	680	S57	42
	入田	入田町春日 180 番地の 1	校舎	RC	3	1,594	S47	52
			体育館					
	川内北	川内町大松 133 番地	校舎	RC	4	4,355	S44	55
			体育館	RC	1	775	S52	47
	川内南	川内町宮島本浦 5 番地	校舎	RC	2	2,618	S41	58
			体育館	RC	1	956	H2	34
	応神	応神町吉成字西 吉成 91 番地 1	校舎	RC	3	3,617	S49	50
			体育館	RC	2	877	S55	44
国府	国府町中 61 番 地の 1	校舎	RC	3	5,293	S48	51	
		体育館	RC	1	805	S53	46	
北井上	国府町西黒田字南 傍示 205 番地の 2	校舎	RC	4	2,980	S44	55	
		体育館	RC	2	919	H 元	35	
南井上	国府町日開 1007 番地の 2	校舎	RC	3	3,236	S48	51	
		体育館	RC	1	680	S56	43	

凡例) 構造・・・RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

色別・・・赤色：築 50 年以上経過、黄色：築 30 年以上経過

注) 1. 延床面積は複数棟の合計、建築年は最も古い等の建築年を記載。

2. 築年数は令和 6 年を基準として算定。

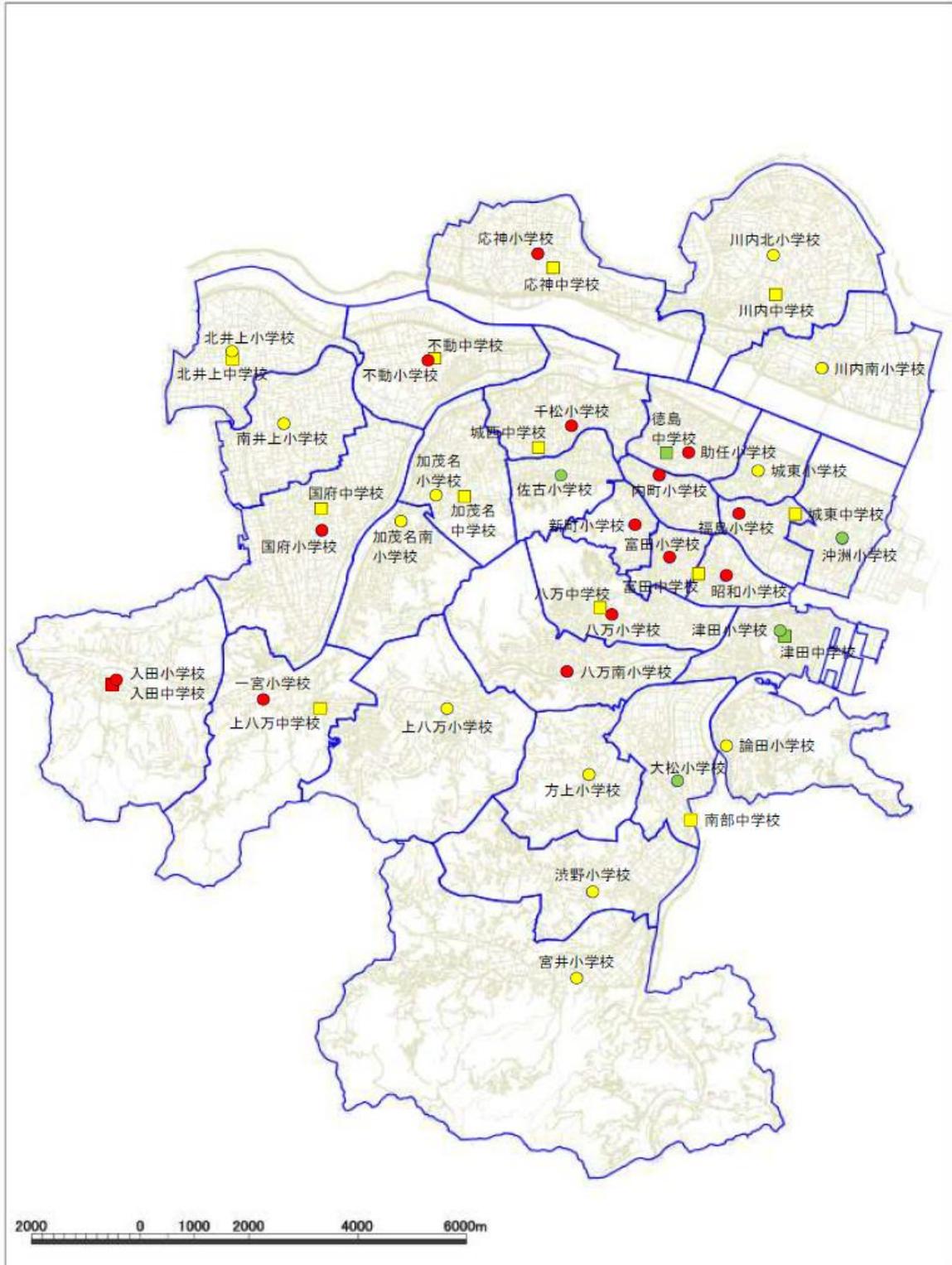
学校名		所在地	施設名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数
中 学 校	徳島	中前川町3丁目 16番地	校舎	RC	4	6,258	H16	20
			体育館	RC	2	1,138	H26	10
	城西	南矢三町2丁目 7番77号	校舎	RC	3	7,439	S36	63
			体育館	RC	2	1,555	H13	23
	富田	中昭和町3丁目 77番地	校舎	RC	3	7,109	S37	62
			体育館	RC	1	1,222	H6	30
	城東	安宅3丁目 2番76号	校舎	RC	4	7,791	S39	60
			体育館	RC	2	1,222	H7	29
	津田	津田西町二丁目 2番14号	校舎	RC	4	4,201	S37	62
			体育館	RC	2	1,138	H24	12
	加茂名	庄町1丁目 76番地の1	校舎	RC	3	5,120	S44	55
			体育館	RC	2	1,222	H6	30
	八万	城南町三丁目 4番22号	校舎	RC	4	6,487	S42	57
			体育館	RC	2	1,222	H5	31
	南部	勝占町外敷地 62番地	校舎	RC	4	5,620	S57	42
			体育館	RC	2	1,222	H8	28
	不動	不動本町2丁目 124番地	校舎	RC	3	2,669	H8	28
			体育館	S	2	665	S44	55
	上八万	下町本丁 131番地	校舎	RC	4	3,009	S56	43
			体育館	S	2	680	S40	59
入田	入田町春日 181番地の1	校舎	RC	4	1,595	S59	40	
		体育館	S	2	615	S46	53	
川内	川内町竹須賀 151番地	校舎	RC	4	4,935	S37	62	
		体育館	RC	2	816	S60	39	
応神	応神町吉成字長 田130番地の1	校舎	RC	3	2,652	S57	42	
		体育館	RC	1	720	S59	40	
国府	国府町府中68 番地の1	校舎	RC	4	5,368	S57	42	
		体育館	RC	1	1,222	H2	34	
北井上	国府町西黒田字 南傍示202番地	校舎	RC	2	2,344	S46	53	
		体育館	S	1	624	S50	49	

凡例) 構造・・・RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

色別・・・赤色：築50年以上経過、黄色：築30年以上経過

- 注) 1. 延床面積は複数棟の合計、建築年は最も古い等の建築年を記載。
2. 築年数は令和6年を基準として算定。

(3) 施設老朽度別小中学校分布図



1.2 学校施設コストについて

(1) 施設関連経費の推移

過去 10 年間（平成 26～令和 5 年度）の学校教育施設の施設関連経費は、約 7 億～23 億円で、10 年間の平均は約 13.1 億円/年となっています。

施設関連経費の推移

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	10年平均
新築・改築費、改修	1,724,111	1,888,566	206,252	787,874	1,083,164	739,763	312,631	249,292	407,517	740,280	813,945
その他施設整備費	115,703	31,488	94,240	48,557	15,325	25,785	26,800	55,911	34,520	9,933	45,826
経常修繕費	62,005	63,614	63,936	68,063	68,498	65,332	59,081	68,837	69,659	62,079	65,110
維持管理費	83,768	81,285	85,165	88,154	90,467	99,995	105,684	95,090	111,638	94,578	93,583
光熱水費・委託費等	284,995	277,089	271,048	280,680	279,676	274,868	277,526	288,609	318,338	321,018	287,385
合計	2,270,582	2,342,043	720,642	1,273,328	1,537,130	1,205,744	781,723	757,739	941,673	1,227,888	1,305,849

(2) 今後の維持・更新コスト

建築後 50 年で建て替えるという従来の維持・更新を今後も続けた場合、今後 40 年間の総額は 1,536 億円（年平均 38.4 億円：直近 5 年間の平均経費 13.5 億円の約 2.8 倍）となります。

特に、令和 7 年度から令和 16 年度までは建替えが集中するため、年平均 73.9 億円が必要となり、直近 5 年間の施設関連経費の約 5.5 倍が必要になります。令和 17 年度から令和 26 年度は、建替えのピークを過ぎるものの年平均 31 億円が、令和 27 年度から令和 36 年度には、大規模な改修が多数行われることから、年平均 33.8 億円が必要となる見込みです。

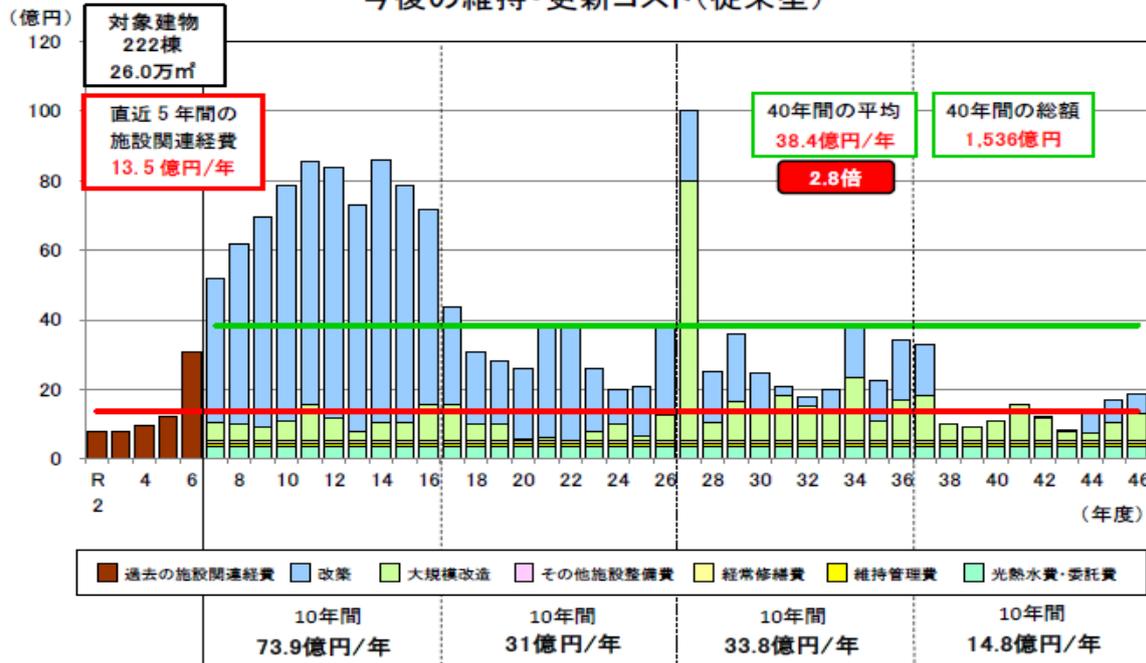
本市の財政状況を考慮すると、従来の建替え中心の整備を継続することは不可能であり、維持・更新コストを抑制するための対策が必要です。

次に、今後の施設設備を従来の建替え中心から長寿命化改修を主体としたものへと切り替え、長寿命化工事後約 40 年間建物を使用すると想定した場合、今後 40 年間の維持・更新コストが 1,536 億円（38.4 億円/年）から 1,371 億円（34 億円/年）となり、約 10%の縮減となります。

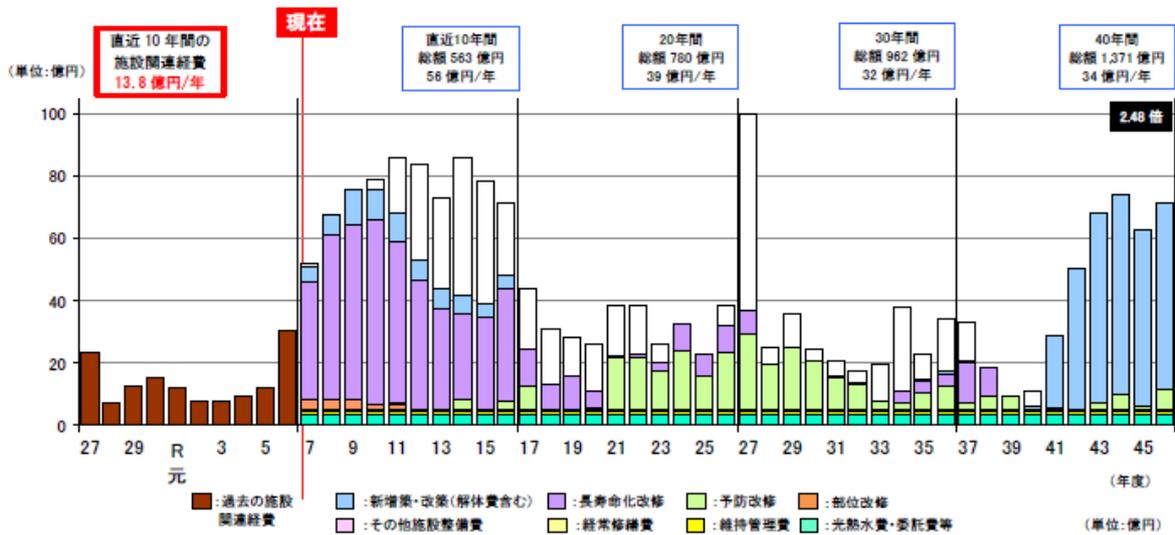
しかし、縮減後の 34 億円/年は直近 10 年間の施設関連経費の平均 13.8 億円と比べて約 2.48 倍となることから、長寿命化改修に切り替えるだけでは今後の財政に対応できない状況です。

そのため、建物を長寿命化することに加えて、学校施設の適正配置等によるコスト削減などの対策が必要となっています。

今後の維持・更新コスト(従来型)



今後の維持・更新コスト(長寿命化型)



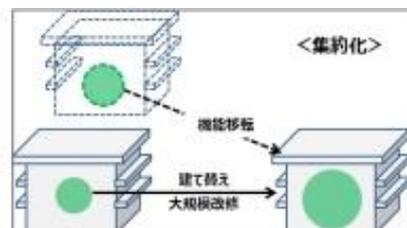
1.3 学校規模を適正化する手立て

(1) 公共施設マネジメントによる適正化の手法

ア 集約化

既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備すること

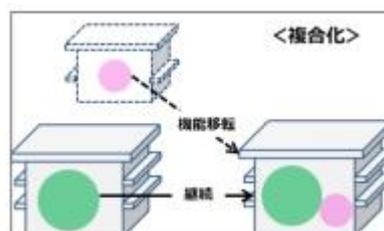
例) 既存の学校を廃止し、近隣の学校との統合を行う。



イ 複合化

既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備すること

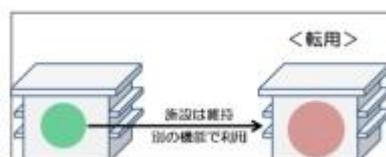
例) 放課後児童クラブを廃止し、既存の学校の一部に機能移転を行う。



ウ 転用

既存の施設を改修し、他の施設として利用すること

例) 既存の文化施設を改修し、新たに福祉施設として利用する



(2) 校区の変更

適正化を検討する範囲にある学校の校区を変更することにより、隣接する双方が一体的に適正規模となる場合は、校区の変更により学校の規模適正化・適正配置を図ることが望ましい。この場合、公共交通機関等の整備や通学路の安全確保、通学手段の確保等、安全・安心な通学環境の確保が必要となる。

(3) 小中一貫教育の導入

小中一貫型小学校・中学校等として再編することにより、学校全体としての児童生徒数や教職員を確保することができ、子ども同士の交流や小・中学校間での教員の相互乗り入れ授業などにより、高い教育効果が期待できる。

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
修業年限	小学校6年、中学校3年	9年
組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	1人の校長、1つの教職員組織
免許	所属する学校の免許状を所有	原則小・中の両免許状を保有

※ 小中一貫型小学校・中学校と義務教育学校は、いずれも小中一貫教育の一類型であり、9年間の教育目標の設定、9年間の系統的な教育課程の編成などの点は共通している。

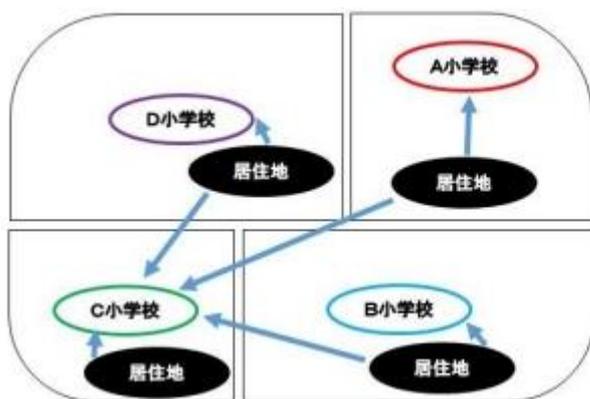
(4) 小規模特認校制度

「小規模特認校制度」は、学校選択制の一つである特認校制を小規模校で実施するもので、特定の学校を「特認校」として指定し、少人数での教育の良さを生かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を行うものです。

このような環境での教育を保護者や児童生徒が希望する場合は、従来の通学区域は残したままで、学校選択制の一つとして町内のどこからでも就学を認めるものです。

【特認校制とは】

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの



※
仮に C 小学校が特認校の場合、従来の通学区域内の学校もしくは C 小学校に就学することができる。
ただし C 小学校の通学区域に住む児童は、C 小学校のみ就学することができる。

【小規模校との違い】

「小規模特認校」は、

- ・市内全域から就学することができる
 - ・他校にはない、その学校だけの特色ある教育カリキュラムを実践できる
- といった「小規模校」との違いがあります。

【小規模特認校のメリット・デメリット】

メリット	デメリット
他の地域の児童生徒と接することで表現力の向上や、人間関係の再構築など、学級や学校の活性化が期待できる。	多くの希望者数は望めず、根本的に学校規模等の適性化を図ることは難しい。
小規模校であることで、学習指導や生活指導等においてきめ細かな指導を行うことができる。	クラス替えができない。
保護者や地域住民との連携により、地域の特性を活かした特色ある教育活動を行うことができる。	通学区域が広域になるため、児童生徒の通学の負担が発生する。
選択を認めることで、保護者や児童生徒の希望に沿うことができる。	校区外から通学している子どもにとっては、自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になりやすい。

出典：大阪府八尾市立小中学校適正規模等審議会資料

1.4 通学区域と学校配置

(1) 小学校区と中学校区

中学校	小学校	町名
徳島	内町	徳島町・徳島本町・中徳島町・新蔵町・中洲町・幸町・ 寺島本町東・寺島本町西・元町・藍場町・一番町・八百屋町・ 通町・中通町・新内町・南内町・出来島本町・両国本町
徳島	助任	助任橋1～4丁目・南常三島町・中常三島町・北常三島町・ 助任本町・南前川町・中前川町・北前川町・下助任町・ 東吉野町・上吉野町・吉野本町・上助任町・中吉野町
城西	佐古	佐古・北佐古・南佐古・佐古山町
城西	千松	田宮町・南田宮・北田宮・春日・春日町・北矢三町・南矢三町
富田	新町	銀座・両国橋・富田町・紺屋町・東船場町・西船場町・籠屋町・ 東新町・西新町・南新町・新町橋・東大工町・西大工町・ 東山手町・西山手町・寺町・眉山町・栄町1～4丁目・ 西富田町山分・鷹匠町1～4丁目・大道・幟町・弓町・伊賀町・ 勢見町
富田	富田	栄町5～6丁目・鷹匠町5～6丁目・かちどき橋・明神町・ 富田橋・富田浜・仲之町・南仲之町・中央通・伊月町・秋田町・ 二軒屋町・西二軒屋町1丁目・万代町1～2丁目・ 昭和町1～2丁目・中昭和町1～2丁目・南昭和町1～2丁目
富田	昭和	万代町3～7丁目・昭和町3～8丁目・中昭和町3～5丁目・ 南昭和町3～7丁目
城東	福島	福島1～2丁目・新南福島1～2丁目・大和町1～2丁目・ 安宅1～3丁目・末広1～3丁目・末広5丁目・南末広町
城東	城東	住吉1～6丁目・城東町1～2丁目
城東	沖洲	末広4丁目・南沖洲1～5丁目・北沖洲1～4丁目・ 金沢1～2丁目・東沖洲1～2丁目
津田	津田	津田町・津田本町・津田海岸町・新浜本町・新浜町・津田西町・ 津田浜之町・西新浜町
加茂名	加茂名	蔵本町・蔵本元町・南蔵本町・北島田1～3丁目・中島田町・ 南島田町・庄町・南庄町・加茂名町（一部）・ 鮎喰町1～2丁目（一部）
加茂名	加茂名南	名東町・加茂名町（一部）・鮎喰町1～2丁目（一部）
八万	八万	西二軒屋町2丁目・南二軒屋町・城南町1～4丁目・ 沖浜1～3丁目・沖浜町・問屋町・八万町下千鳥・内浜・中津浦・ 中津山・千鳥・福万山・上福万・下福万・西山・奥畑・山城町・ 山城西・沖浜東

中学校	小学校	町名
八万	八万南	八万町川南・二丈・沖須賀・夷山・橋北・法花・法花谷・ 法花谷山・犬山・大野・橋本・柿谷・柿谷山・馬場山・宮ノ谷・ 大坪・新貝・向寺山・東山・上長谷・下長谷・寺山
南部	方上	大谷町・方上町・北山町
南部	大松	勝占町・大松町・雑賀町・三軒屋町・西須賀町
南部	論田	論田町・大原町
南部	宮井	多家良町（一部）・八多町・飯谷町
南部	渋野	渋野町・丈六町・多家良町（一部）
不動	不動	不動本町・不動西町・不動北町・不動東町
上八万	上八万	上八万町
上八万	一宮	一宮町・下町
入田	入田	入田町
川内	川内北	川内町加賀須野・中島・榎瀬・沖島・平石・上別宮・竹須賀・ 米津・鈴江西・大松・北原
川内	川内南	川内町富久・富吉・松岡・宮島・鶴島・鈴江・小松・旭野・金岡・ 下別宮
応神	応神	応神町
国府	国府	国府町延命・府中・中・観音寺・早渕・南岩延・北岩延・和田・ 矢野・西矢野
国府	南井上	国府町川原田・東高輪・西高輪・日開・花園・井戸・桜間・ 池尻・敷地
北井上	北井上	国府町竜王・芝原・佐野塚・西黒田・東黒田

(2) 各学校間の距離

単位 km

		小学校																														中学校														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		内町	新町	佐古	富田	福島	城東	助任	津田	昭和	沖洲	加茂名	加茂名南	八万	八万南	千松	大松	論田	方上	宮井	渋野	不動	上八万	一宮	入田	川内北	川内南	応神	国府	北井上	南井上	徳島	城西	富田	城東	津田	加茂名	八万	南部	不動	上八万	入田	川内	応神	国府	北井上
小学校	1 内町		1.4	2.0	2.0	1.8	2.1	1.1	4.5	2.7	3.8	4.4	5.1	3.4	5.0	2.2	6.3	6.9	6.7	11.2	9.8	5.6	7.1	10.0	12.5	5.7	4.8	6.5	6.9	9.4	7.5	0.7	2.4	2.3	2.9	4.7	3.9	3.6	7.1	5.5	9.3	12.6	4.9	6.2	6.5	9.4
	2 新町	1.4		2.0	1.1	2.2	2.9	2.2	4.0	2.1	4.2	4.5	5.0	2.0	3.6	2.5	5.4	6.3	5.3	10.3	8.9	5.7	5.8	9.3	12.3	6.6	5.7	7.5	6.9	9.4	7.6	1.7	2.5	1.7	3.3	4.1	3.8	2.2	6.2	5.7	8.0	12.5	5.8	7.1	6.6	9.5
	3 佐古	2.0	2.0		3.1	3.7	4.1	2.9	5.9	4.1	5.8	2.4	3.0	4.0	5.6	1.4	7.4	8.3	7.3	12.2	10.8	3.7	7.7	7.9	10.4	7.0	6.7	5.6	4.8	7.4	5.6	2.3	0.7	3.7	4.8	6.1	1.8	4.2	8.2	3.7	7.4	10.5	6.6	5.6	4.5	7.5
	4 富田	2.0	1.1	3.1		2.0	2.8	2.3	2.9	1.0	4.0	5.6	6.2	1.8	3.3	3.6	4.5	5.3	5.0	9.4	8.0	6.8	5.5	9.0	12.0	6.7	5.8	8.3	8.0	10.5	8.7	2.4	3.7	0.6	3.1	3.1	5.0	2.0	5.3	6.8	7.7	12.3	5.9	7.9	7.7	10.6
	5 福島	1.8	2.2	3.7	2.0		0.9	1.7	4.4	2.5	1.9	6.1	7.2	3.8	5.3	3.9	6.2	6.7	7.0	11.1	9.7	7.3	7.5	11.0	14.0	5.9	5.0	7.9	8.6	11.1	9.3	1.9	4.1	2.2	1.0	4.5	5.6	4.0	7.0	7.2	9.7	14.3	5.1	5.8	8.2	11.2
	6 城東	2.1	2.9	4.1	2.8	0.9		1.2	5.2	3.4	2.4	6.4	7.1	4.6	6.1	3.6	7.0	7.5	7.8	11.9	10.5	7.0	8.3	11.8	14.5	5.0	4.1	7.1	8.9	11.2	9.4	1.7	4.4	3.0	1.3	5.3	5.9	4.8	7.8	6.9	10.5	14.6	4.2	5.1	8.6	11.3
	7 助任	1.1	2.2	2.9	2.3	1.7	1.2		4.7	2.8	3.6	5.3	6.0	3.9	5.4	2.5	6.5	7.0	7.2	11.3	9.9	5.9	7.6	10.9	13.4	4.6	3.7	6.0	7.7	10.1	8.3	0.4	3.1	2.5	2.6	4.8	4.8	4.1	7.3	5.8	9.9	13.5	3.8	4.0	7.4	10.2
	8 津田	4.5	4.0	5.9	2.9	4.4	5.2	4.7		1.9	4.3	8.4	9.3	4.2	4.4	6.4	3.9	2.5	5.4	8.5	7.2	9.7	7.2	10.7	13.7	9.0	8.1	10.8	10.8	13.3	11.5	4.8	6.5	2.4	5.4	0.1	7.8	4.5	4.5	9.6	9.4	13.9	8.2	10.4	10.5	13.4
	9 昭和	2.7	2.1	4.1	1.0	2.5	3.4	2.8	1.9		4.5	6.6	7.2	2.7	4.2	4.6	4.9	4.3	5.7	9.8	8.4	7.8	6.5	10.0	13.0	7.2	6.3	9.0	9.0	11.5	10.7	3.0	4.6	0.4	3.6	2.1	6.0	2.9	5.7	7.8	8.7	13.3	6.4	6.9	8.7	11.6
	10 沖洲	3.8	4.2	5.8	4.0	1.9	2.4	3.6	4.3	4.5		8.1	8.8	5.7	7.3	5.9	7.6	6.1	9.0	12.2	10.9	9.3	9.5	13.0	16.0	7.1	6.1	9.5	10.6	13.1	11.3	3.8	6.2	4.2	1.1	4.3	7.6	5.9	8.2	9.2	11.7	16.3	6.5	9.1	10.3	13.2
	11 加茂名	4.4	4.5	2.4	5.6	6.1	6.4	5.3	8.4	6.6	8.1		0.8	6.5	7.5	3.3	9.8	10.7	9.8	14.7	13.3	2.9	6.6	5.6	8.0	9.1	9.0	6.3	2.4	5.7	3.9	4.7	2.1	6.2	7.2	8.5	0.7	6.7	10.7	2.9	5.1	8.2	8.7	6.2	2.1	5.7
	12 加茂名南	5.1	5.0	3.0	6.2	7.2	7.1	6.0	9.3	7.2	8.8	0.8		7.1	7.1	4.1	10.4	11.3	9.8	15.3	13.6	3.6	6.6	4.8	7.7	9.9	9.8	7.0	2.2	5.7	4.0	5.4	2.9	6.7	7.9	9.1	1.2	7.3	11.2	3.5	4.3	8.0	9.5	7.9	1.9	5.8
	13 八万	3.4	2.0	4.0	1.8	3.8	4.6	3.9	4.2	2.7	5.7	6.5	7.1		1.5	4.5	4.0	5.2	3.4	8.9	7.2	7.7	3.8	7.3	10.3	8.3	7.4	9.5	8.9	11.4	9.6	3.7	4.5	2.3	4.8	4.4	5.8	0.2	4.8	7.7	6.0	10.6	7.5	9.1	8.6	11.5
	14 八万南	5.0	3.6	5.6	3.3	5.3	6.1	5.4	4.4	4.2	7.3	7.5	7.1	1.5		6.1	3.4	4.9	2.5	8.2	6.3	9.3	2.6	6.1	9.1	9.9	9.0	11.1	9.4	13.0	11.2	5.3	6.1	3.8	6.3	4.5	7.4	1.4	4.2	9.3	4.8	9.4	9.1	10.7	8.9	13.1
	15 千松	2.2	2.5	1.4	3.6	3.9	3.6	2.5	6.4	4.6	5.9	3.3	4.1	4.5	6.1		7.9	8.7	7.8	12.8	11.4	3.3	8.2	9.0	11.3	5.8	5.8	5.0	5.7	7.5	5.7	2.0	0.9	4.2	5.0	6.5	2.8	4.7	8.7	3.2	8.5	11.4	5.4	5.0	5.4	7.6
	16 大松	6.3	5.4	7.4	4.5	6.2	7.0	6.5	3.9	4.9	7.6	9.8	10.4	4.0	3.4	7.9		1.7	1.7	4.8	3.4	11.1	6.1	9.6	12.6	10.9	10.0	12.6	12.3	14.8	13.0	6.6	7.9	4.5	7.2	4.0	9.2	4.3	0.8	11.1	8.3	12.9	10.1	12.2	11.9	14.9
	17 論田	6.9	6.3	8.3	5.3	6.7	7.5	7.0	2.5	4.3	6.1	10.7	11.3	5.2	4.9	8.7	1.7		3.6	6.0	4.7	12.0	7.6	11.1	14.1	11.3	10.4	13.1	13.2	15.7	13.9	7.1	8.8	4.7	7.3	2.5	10.1	5.4	2.2	11.9	9.8	14.4	10.5	12.7	12.8	15.8
	18 方上	6.7	5.3	7.3	5.0	7.0	7.8	7.2	5.4	5.7	9.0	9.8	9.8	3.4	2.5	7.8	1.7	3.6		5.5	3.7	11.0	5.3	8.8	11.8	11.6	10.7	12.8	12.1	14.7	12.9	7.0	7.9	5.3	8.0	5.5	9.2	3.7	2.3	11.0	7.5	12.0	10.8	12.4	11.6	14.8
	19 宮井	11.2	10.3	12.2	9.4	11.1	11.9	11.3	8.5	9.8	12.2	14.7	15.3	8.9	8.2	12.8	4.8	6.0	5.5		2.6	16.0	10.9	14.4	17.4	15.8	14.9	17.5	17.2	19.7	17.9	11.5	12.8	9.4	12.1	8.6	14.1	9.1	3.9	15.9	13.1	17.7	15.0	17.1	16.8	19.8
	20 渋野	9.8	8.9	10.8	8.0	9.7	10.5	9.9	7.2	8.4	10.9	13.3	13.6	7.2	6.3	11.4	3.4	4.7	3.7	2.6		14.6	9.0	12.5	15.5	14.4	13.5	16.1	15.7	18.3	16.5	10.1	11.4	8.0	10.7	7.3	12.7	7.5	2.6	14.5	11.2	15.8	13.6	15.7	15.4	18.4
	21 不動	5.6	5.7	3.7	6.8	7.3	7.0	5.9	9.7	7.8	9.3	2.9	3.6	7.7	9.3	3.3	11.1	12.0	11.0	16.0	14.6		10.0	8.0	10.2	8.2	8.8	3.9	4.6	4.1	4.0	5.4	3.0	7.4	8.3	9.7	2.8	7.9	11.9	0.1	7.8	10.3	7.7	3.9	4.2	4.2
	22 上八万	7.1	5.8	7.7	5.5	7.5	8.3	7.6	7.2	6.5	9.5	6.6	6.6	3.8	2.6	8.2	6.1	7.6	5.3	10.9	9.0	10.0		3.6	6.6	12.1	11.2	12.8	6.9	10.9	9.3	7.4	8.3	6.0	8.5	7.2	6.9	3.6	6.9	9.5	2.3	6.9	11.3	12.9	7.5	10.7
	23 一宮	10.0	9.3	7.9	9.0	11.0	11.8	10.9	10.7	10.0	13.0	5.6	4.8	7.3	6.1	9.0	9.6	11.1	8.8	14.4	12.5	8.0	3.6		3.1	14.8	14.7	11.5	3.9	7.8	6.3	10.3	7.8	9.6	12.1	10.8	6.1	7.2	10.4	7.9	1.4	3.3	14.4	11.5	4.5	7.7
	24 入田	12.5	12.3	10.4	12.0	14.0	14.5	13.4	13.7	13.0	16.0	8.0	7.7	10.3	9.1	11.3	12.6	14.1	11.8	17.4	15.5	10.2	6.6	3.1		17.2	17.1	13.7	5.8	9.4	7.8	12.8	10.2	12.6	15.1	13.8	8.5	10.2	13.4	10.2	4.4	0.2	16.8	13.7	6.2	9.2
	25 川内北	5.7	6.6	7.0	6.7	5.9	5.0	4.6	9.0	7.2	7.1	9.1	9.9	8.3	9.9	5.8	10.9	11.3	11.6	15.8	14.4	8.2	12.1	14.8	17.2		2.6	5.2	11.5	12.1	11.5	5.0	6.7	6.8	6.2	9.1	8.6	8.5	11.7	8.1	14.3	17.3	0.7	4.9	11.2	12.2
	26 川内南	4.8	5.7	6.7	5.8	5.0	4.1	3.7	8.1	6.3	6.1	9.0	9.8	7.4	9.0	5.8	10.0	10.4	10.7	14.9	13.5	8.8	11.2	14.7	17.1	2.6		6.2	11.5	12.8	11.6	4.1	6.7	5.9	5.1	8.2	8.5	7.6	10.8	8.8	13.4	17.2	1.9	6.0	11.2	12.9
	27 応神	6.5	7.5	5.6	8.3	7.9	7.1	6.0	10.8	9.0	9.5	6.3	7.0	9.5	11.1	5.0	12.6	13.1	12.8	17.5	16.1	3.9	12.8	11.5	13.7	5.2	6.2		8.1	7.5	7.6	5.9	5.0	8.6	8.6	10.9	5.9	9.7	13.4	3.8	11.2	13.8	4.8	0.4	7.8	7.6
	28 国府	6.9	6.9	4.8	8.0	8.6	8.9	7.7	10.8	9.0	10.6	2.4	2.2	8.9	9.4	5.7	12.3	13.2	12.1	17.2	15.7	4.6	6.9	3.9	5.8	11.5	11.5	8.1		4.6	2.6	7.1	4.6	8.6	9.7	11.0	2.9	9.1	13.1	4.5	4.7	5.9	11.2	8.1	0.5	4.5
	29 北井上	9.4	9.4	7.4	10.5	11.1	11.2	10.1	13.3	11.5	13.1	5.7	5.7	11.4	13.0	7.5	14.8	15.7	14.7	19.7	18.3	4.1	10.9	7.8	9.4	12.1	12.8	7.5	4.6		2.1	9.5	6.9	11.1	12.2	13.4	6.0	11.6	15.6	4.3	8.6	9.5	11.6	7.8	4.2	0.2
	30 南井上	7.5	7.6	5.6	8.7	9.3	9.4	8.3	11.5	10.7	11.3	3.9	4.0	9.6	11.2	5.7	13.0	13.9	12.9	17.9	16.5	4.0	9.3	6.3	7.8	11.5	11.6	7.6	2.6	2.1		7.7	5.1	9.3	10.3	11.6	4.2	9.8	13.8	4.1	7.0	7.9	11.1	8.7	2.2	2.0
中学校	1 徳島	0.7	1.7	2.3	2.4	1.9	1.7	0.4	4.8																																					

15 施設複合化の可能性

(1) コミュニティセンター

No.	施設名称	所在地	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数
1	東富田	中央通4丁目18	RC	3	646.58	S50	49
2	丈六	丈六町八万免14	RC	1	998.40	S55	44
3	渭北	北前川町2丁目7-3	RC	2	820.44	S59	40
4	八万	八万町法花187-1	RC	2	1,300.28	S59	40
5	国府	国府町府中桜の木59-4	RC	2	759.89	S60	39
6	一宮	一宮町東丁234-2	RC	1	379.95	S64	35
7	勝占中部	勝占町中須76-2	RC	2	380.13	S64	35
8	上八万	上八万町樋口61	RC	2	498.75	H3	33
9	加茂名	庄町5丁目48-5	RC	2	954.00	H3	33
10	北井上	国府町西黒田字南傍示271	RC	2	510.42	H4	32
11	不動	不動本町2丁目178-1	RC	1	511.38	H4	32
12	応神	応神町吉成字西吉成91-5	S	2	495.00	H5	31
13	入田	入田町春日121-1	S	1	592.75	H8	28
14	沖洲	北沖洲3丁目322-4	RC	2	964.53	H10	26
15	八万中央	八万町内浜80-14	S	2	965.20	H10	26
16	加茂	北田宮四丁目151-1	RC	2	965.01	H11	25
17	渭東	福島2丁目72-2	RC	1	888.67	H12	24
18	南井上	国府町日開字中944-1	RC	1	552.88	H12	24
19	西富田	弓町1丁目17	RC	2	564.28	H12	24
20	津田	津田町4丁目1124-218	RC	2	964.63	H12	24
21	佐古	佐古四番町701-1	RC	2	965.34	H13	23
22	多家良中央	多家良町小路地10	RC	1	516.38	H15	21
23	内町(本館)	幸町3丁目71-1	RC	1	374.71	S59	40
24	内町(アミコ館)	元町1丁目24	RC	1	275.96	S58	41
25	住吉・城東	住吉四丁目47-1	S	2	624.77	H19	17
26	昭和	中昭和町3丁目81	RC	2	888.11	H25	11
27	勝占東部	大原町中須17-2	S	1	499.48	H5	31

(2) 公民館

No.	施設名称	所在地	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数
1	川内	川内町沖島260	SRC	2	827.36	S53	46
2	新町	東山手町2丁目25	RC	2	636.00	S54	45
3	飯谷	飯谷町上里38-1	S	2	342.16	S55	44
4	方上	北山町下地1方上小内	W	2	322.67	S60	39
5	渋野	渋野町宮前138	S	1	275.26	H15	21

凡例) 構造・・・RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、SRC：鉄骨コンクリート造、W：木造
 色別・・・赤色：築50年以上経過、黄色：築30年以上経過

注) 築年数は令和6年を基準として算定。

(3) 認定こども園

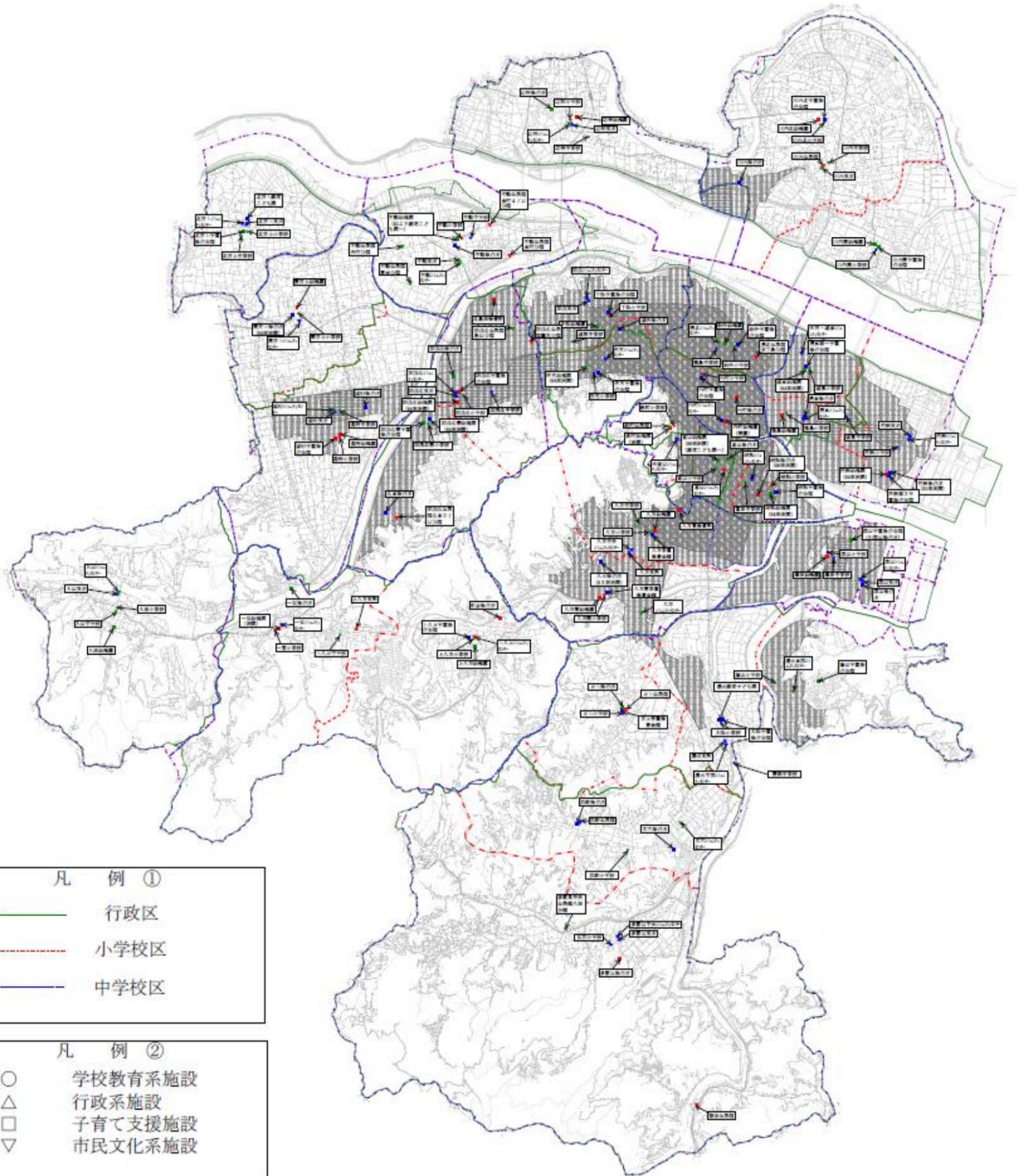
徳島市立の教育・保育施設は、将来的（今後10年をめぐり）には中学校区に概ね1か所の認定こども園に集約していく方針が示されています。

中学校区	再編前の市立の 就学前教育・保育施設	再編スケジュール等
徳島	助任幼稚園	未定
	内町保育所	
城西	千松幼稚園	未定
	城西保育所	
富田	富田幼稚園	・市立認定こども園1施設、 私立認定こども園1施設に再編 ※R7.4 市立富田認定こども園開園
	富田保育所	
	昭和保育所	
城東	福島幼稚園	未定
	渭東保育所	
津田	津田幼稚園	未定
	津田保育所	
加茂名	加茂名幼稚園	・市立認定こども園1施設（分園含む）、 私立認定こども園1施設に再編 ※R10.4 市立加茂名認定こども園開設予定
	加茂名保育所	
	北島田保育所	
	名東保育所	
八万	八万幼稚園	未定
	八万東保育所	
南部	大松幼稚園	・市立勝占認定こども園として R2.4 開園
	大松保育所	
	方上保育所	
	多家良保育所	未定
	渋野保育所	
	丈六保育所	
不動	不動幼稚園	・市立不動認定こども園として R4.4 開園
	不動保育所	
上八万	上八万幼稚園	・市立認定こども園1施設に再編 ※R13.4 市立上八万認定こども園開設予定
	明善保育所	
	一宮保育所	
入田	入田幼稚園	未定
川内	川内北幼稚園	・市立認定こども園1施設に再編 ※R12.4 市立川内認定こども園開設予定
	川内保育所	
応神	応神幼稚園	・市立認定こども園1施設に再編 ※R12.4 市立応神認定こども園開設予定
	応神保育所	

中学校区	再編前の市立の 就学前教育・保育施設	再編スケジュール等
国府	国府幼稚園	未定
	国府保育所	
北井上	北井上幼稚園	・市立北井上認定こども園として H30.4.1 開園
	北井上保育所	
	芝原保育所	

※ 表中の「未定」は、将来的に中学校区に概ね1か所の認定こども園に集約される方針ではあるものの、具体的な再編時期や内容が未定となっていることを表します。

徳島市公共施設配置図



凡例①	
— (solid green)	行政区
- - - (dashed red)	小学校区
— (solid blue)	中学校区

凡例②	
○	学校教育系施設
△	行政系施設
□	子育て支援施設
▽	市民文化系施設

凡例③	
老朽化度	
90%以上	赤
75%以上90%未満	緑
75%未満	青

凡例④	
居住促進区域	▨ (vertical lines)
地域機能都市機能誘導促進区域	▨ (horizontal lines)
中心都市機能誘導区域	▨ (diagonal lines)

16 学校施設・運営面での教育課題

(1) 特別支援教育、インクルーシブ教育

(R4.3 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」より)

少子化により児童生徒数が減少する中、特別支援学級に在籍する児童生徒の数は増加している。

特別支援教育を進展させていくためには、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある多様な学びの場の充実・整備を着実に進める必要がある。

ア 学校施設のバリアフリー化

- ・ バリアフリースイールの整備
- ・ スロープ等による段差の解消
- ・ エレベーターの設置

イ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ場の整備

- ・ 交流及び共同学習等、多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間の確保
- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮
- ・ 日常的な交流が促されるよう、普通教室と特別支援学級関係室との関連性に配慮

ウ 特別支援学級、通級による指導への対応

- ・ 特別支援学級関係室は、障害の特性、学習内容に応じた面積・形状とし、必要な採光や通風・換気等の条件が確保できるよう計画することが重要
- ・ 特別支援学級や通級による指導の教室に近接した位置に、排泄指導等に対応した広さのバリアフリースイール、シャワールーム、手洗い場等の必要な設備を整備
- ・ 学校において医療的ケアを安心・安全かつ円滑に行えるための動線等への工夫

エ 障害種別への対応

- ・ 視覚障害・・・ 聴覚を活用した学習のための静寂な空間の確保
安全な移動のためのわかりやすい空間構成
視覚障害者誘導用ブロックや音声誘導装置の設置
- ・ 聴覚障害・・・ 十分な遮音性・吸音性のある指導室の確保
緊急時の音や光による注意喚起装置
チャイムや校内放送の可視化
- ・ 情緒不安定・・・ 落ち着きを取り戻すための小空間の設置
- ・ 感覚過敏・・・ (視覚過敏) 調光や遮光ができる仕様、間接照明等
(聴覚過敏) 遮音性・吸音性など音環境への配慮

(2) 不登校児童生徒への支援

不登校の状態にある小中学生は、毎年増加傾向にあり、不登校の未然防止や効果的な支援の充実を図ることが急務となっています。

不登校児童生徒に対する学校施設整備の観点からの対策としては、主に次のことが考えられます。

ア 相談室の整備

保健室や教育相談室、保護者のための相談スペース等、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員等と落ち着いて個別相談ができる場の確保

イ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）

学校には行けるが自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに利用できる、学校内の居場所の整備

ウ オンラインによる学習支援

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、GIGA スクール構想によって整備された学習者用情報端末等に学校授業をオンライン配信すること等による学習支援の実施

エ 学びの多様化学校（不登校特例校）の設置

文部科学大臣の指定により不登校を経験した児童生徒のための特別カリキュラムを設置することを認められ、実施する学校の整備



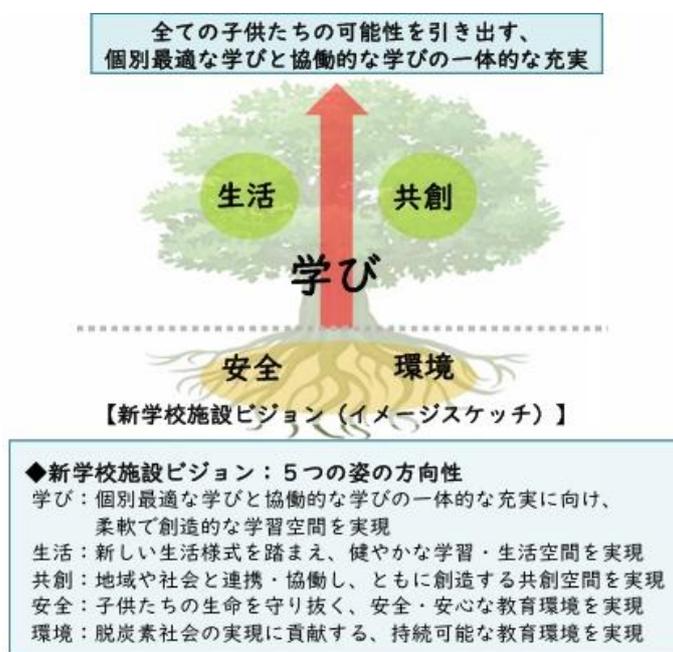
1.7 新しい時代の学びを実現する学校施設の姿

(R4.3 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」より)

(1) 新しい時代の学び舎の実現

1人1台端末環境や学級編制標準の40人から35人への引き下げによる少人数学級の段階的实施など、学びの在り方が大きく変わる中、学校教育においては、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実現していくことが求められています。

新しい時代の学びの実現に向け、これからの学校施設においては、ICT環境の整備と併せ、児童生徒の主体的な活動を喚起し求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間や、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や様々な校務等を行うことができる空間を実現するなど、新しい時代の学び舎づくりを進めていくことが重要となっています。



ア 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

GIGA スクール構想による1人1台端末の日常的な活用に伴う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、その基盤となる学習空間も、画一的・均質なものから、柔軟で創造的なものに転換していく必要があります。



単一的な機能・特定の教科に捉われないアクティブラーニングルーム、可動する壁面・机を活用した授業

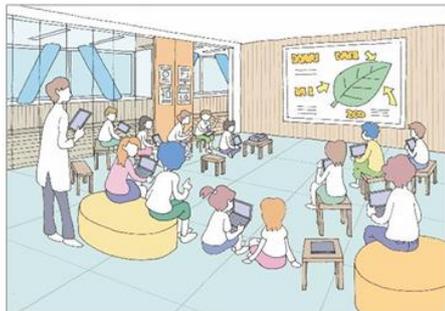


多様な学習活動に柔軟に対応可能な多目的スペース

イ 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

豊かな学習・生活の場となるよう、ゆとりと潤いのある居心地のよい学校施設として、子供たちの居場所となる温かみのあるリビング空間づくりを推進する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新しい生活様式も踏まえ、健やかに学習できる衛生環境の整備を行うことが必要とされています。



小空間・ベンチ等の配置や、木材の活用による温かみのあるリビング空間



多様な活動ができる空調設備のある体育館

ウ 地域や社会と連携・協働し、ともに想像する共創空間を実現

学校は地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、学校と地域や社会が連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案したり、交流したりするための「共創空間」を生み出していく必要があります。

また、将来のまちづくりを見据えた地域の拠点としての役割や、地域の活性化・課題解決等の観点から、地域の人づくりや魅力向上のための基盤となる学校施設を核とした他の公共施設との複合化や、施設・設備の共用化・集約化等を推進する必要があるとされています。



地域の人たちと連携・協働し、ともに活動が展開できる共創空間



学校施設と公共施設との複合化

エ 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

未来を担う子供たちの生命を守るため、安全・安心な教育環境を確保することは、新しい時代の学びを実現するための大前提であり、既存施設を使用する場合、老朽化対策等を着実に推進する必要があります。

また、地域の避難所として期待される役割も大きいことから、自家発電設備や情報通信設備、バリアフリー化、水害対策など防災機能を一層強化するとともに、居住性等の確保に努める必要があります。

オ 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

2050年脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の積極的な推進が一層求められています。

エコスクール（※1）の取組を深化していくとともに、ZEB化（※2）の取組を推進していくことが環境負荷を低減するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも重要です。

また、脱炭素化や山林の保全、地域との共生の観点から、学校施設における木材利用を積極的に推進していく必要があります。

※1) エコスクール・・・環境を考慮して整備された学校施設。エコスクールの整備に際しては、次の3つの点に留意することが必要とされている。

①施設面・・・やさしく造る

- ・学習空間、生活空間として健康で快適である。
- ・周辺環境と調和している
- ・環境への負荷を低減させる設計・建設とする。

②運営面・・・賢く・永く使う

- ・耐久性やフレキシビリティに配慮する。
- ・自然エネルギーを有効活用する。
- ・無駄なく、効率よく使う。

③教育面・・・学習に資する

- ・環境教育にも活用する。

※2) ZEB・・・ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングの略称。

エネルギー消費量を軽減・効率化し、さらに創エネ（自家発電）と両立することでエネルギー収支をゼロにすることを目指す建物のこと。



省エネルギー化や再生可能エネルギーを導入し、環境教育に活用



学校施設の木造化・木質化

18 付带的検討事項

(1) 学校選択制について

学校選択制とは、居住している地域に限定されることなく、通学する小中学校を自由に選べる制度であり、教育に関する選択肢を増やすことで、子どもたちの教育環境を改善することを目的に創設された制度です。

学校選択制は平成9年に制度が開始され、都市部を中心に一部の自治体で導入されていますが、中には、学校選択制を導入したものの、運用上の問題や地域の実情に合わないとして廃止や見直しを実施する自治体も出現しており、近年では学校選択制の導入に慎重になる動きが見て取れます。

本項では、学校選択制のメリット・デメリットを整理します。

【学校選択制の種類】

自由選択制	当該市町村内のすべての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

【学校選択制のメリット】

- 子供の個性や教育環境に合わせて最適な学校を選べる
- 保護者の教育への関心が高まる
- 特色ある学校づくりの推進

【学校選択制のデメリット（懸念点）】

- 学校と地域、家庭（PTA）との関係が希薄化する恐れがある
- 風評やうわさによる選択行動が行われる可能性がある
- 特定の学校に希望が集中する、特定の学校が避けられる可能性がある
(人数の偏りの顕在化・学校規模格差の拡大)
- 子供たちの通学の負担が生じる可能性がある
- 登下校の安全面の確保の困難化
- 不安定な児童生徒数による不安定な学校経営

(2) 学校プールについて

ア 背景

文部科学省の水泳指導の手引（三訂版）によると、水泳授業の趣旨、目的は「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」であり、水泳は生命にかかわる学習であることから、水泳授業は大変意義のあるものです（※）。

一方、水泳授業は6月中旬から7月中旬の一時期のみの実施ですが、天候の制約を受けることも多く、近年では猛暑による熱中症リスクも加わり、計画的な実施が難しくなっていることや、安心・安全な水泳授業の実施には、毎日のプール施設の清掃、水質管理などの教職員の業務負担が小さくないこと、水泳授業を実施する学校のプール施設は、校舎同様に老朽化が進んでおり、今後多額のコスト需要が見込まれるなどの課題があります。

こうした背景を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置を考える上では、学校の水泳授業及びプール施設のあり方についても検討する必要があります。

※) 学校設置の基準において、プールは学校の必須施設とされていない（民間施設や他校のプールの共同利用も可）ことに加え、「適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げる」とし、水泳を実技で取り上げなくても良い扱いとされています。

イ プール施設の現状

学校名	プール ○:使用可 ×:使用不可 —:施設無	消防水利指定 ○:指定有 ×:指定無 —:施設無	水面積				構造	建築 年度 (年)	築年数 (年)
			(㎡)	(m)		(m)			
内町小	○	○	387.5	25	×	15.5	アルミ	S53	46
新町小	○	○	275	25	×	11	FRP	H14	22
佐古小	○	○	363.75	25	×	14.55	RC	S49	50
富田小	○	○	390	25	×	15.6	RC	S43	56
福島小	○	○	275	25	×	11	アルミ	S56	43
城東小	○	○	385	25	×	15.4	RC	S53	46
助任小	○	○	390	25	×	15.6	RC	S41	58
津田小	○	○	391.25	25	×	15.65	RC	S43	56
昭和小	○	○	387.5	25	×	15.5	RC	S47	52
沖洲小	○	○	275	25	×	11	アルミ	S59	40
加茂名小	○	○	325	25	×	13	FRP	H15	21
加茂名南小	○	○	275	25	×	11	FRP	S63	36
八万小	○	○	387.5	25	×	15.5	RC	S53	46
八万南小	○	○	387.5	25	×	15.5	アルミ	S54	45
千松小	○	○	388.75	25	×	15.55	RC	S42	57
大松小	○	○	275	25	×	11	アルミ	S57	42

学校名	プール ○:使用可 ×:使用不可 —:施設無	消防水利指定 ○:指定有 ×:指定無 —:施設無	水面積				構造	建築 年度 (年)	築年数 (年)
			(㎡)	(m)		(m)			
論田小	○	○	275	25	×	11	アルミ	S54	45
方上小	○	○	275	25	×	11	RC	S50	49
宮井小	○	○	275	25	×	11	RC	S53	46
渋野小	○	○	275	25	×	11	アルミ	S60	39
不動小	○	○	388.75	25	×	15.55	RC	S46	53
上八万小	○	○	275	25	×	11	RC	S52	47
一宮小	○	○	275	25	×	11	RC	S48	51
入田小	○	○	275	25	×	11	RC	S51	48
川内北小	○	○	375	25	×	15	RC	S40	59
川内南小	○	○	290	25	×	11.6	RC	S42	57
応神小	○	○	275	25	×	11	SUS	S56	43
国府小	○	○	275	25	×	11	FRP	H5	31
北井上小	○	○	275	25	×	11	FRP	H3	33
南井上小	○	○	275	25	×	11	FRP	H6	30
徳島中	—	—							
城西中	○	○	340	25	×	13.6	RC	S37	62
富田中	×	×	775	50	×	15.5	RC	S48	51
城東中	×	×	437.5	25	×	17.5	RC	S46	53
津田中	×	×	775	50	×	15.5	RC	S44	55
加茂名中	×	×	425	25	×	17	RC	S46	53
八万中	×	×	375	25	×	15	RC	S49	50
南部中	×	×	387.5	25	×	15.5	RC	S48	51
不動中	×	×	275	25	×	11	アルミ	S61	38
上八万中	×	×	387.5	25	×	15.5	RC	S46	53
入田中	—	—							
川内中	—	—							
応神中	×	×	337.5	25	×	13.5	RC	S47	52
国府中	○	○	275	25	×	11	FRP	S64	35
北井上中	—	—							

凡例) 構造・・・RC：鉄筋コンクリート、SUS：ステンレス、FRP：繊維強化プラスチック

色別・・・赤色：築50年以上経過、黄色：築30年以上経過

注) 築年数は令和6年を基準として算定。

ウ 屋外プール環境の課題

- ・ プールに鳥の糞、虫等が混入することがある。
- ・ 塩素による鉄部の腐食や、直射日光（紫外線）による影響で、劣化が進みやすい。
- ・ プールサイド床面の温度上昇によるやけどの恐れがある。
- ・ 直射日光による日焼けをしたくないという声がある。
- ・ 周囲からののぞきなどの不安の声がある。
- ・ 天候や猛暑の影響で計画通りに水泳授業が実施できないことがある。
- ・ 天候や風の影響で気温や水温が低いときがあり、寒さを感じることもある。

エ 学校プール（屋外）の施設コスト

（高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会資料より）

(ア) プール施設の維持費

安心・安全な水泳授業の実施には、毎日のプール施設の清掃、ろ過装置などの機器の保守点検、水質管理など施設の安全管理に加え、プールを運営するための光熱水費や薬品費用など経常的経費及び老朽化に伴う修繕費が必要です。

- 年間維持費：約 90～100 万円
- 授業でのプール利用日数：平均 26 日

(イ) プール施設の改築費用

- 解体費用 約 1,200～2,200 万円
- プール新築費用（建築・電気・機械工事） 約 2 億 4,000 万円～ 3 億 1,000 万円

(ウ) プール施設の修繕費用例

- 平成 28 年度 プールリフレッシュ工事（建築・電気・機械工事） 約 7,700 万円
- 平成 29 年度 プール槽改修工事（シート貼）2 校分 約 1,600 万円

オ 全国の公立小中学校における学校プールの設置数

全国の小中学校では、水泳授業を学校以外のプール施設を活用して実施するという動きが徐々に広がっており、小中学校ともに廃校となる学校数を上回るペースで屋外学校プール施設が廃止となり、プールの設置率は減少しています。

（単位：校）

年度	学校数			屋外学校プール設置数			屋外プール 設置率
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	
H8	24,482	11,269	35,751	20,111	7,646	27,757	78%
H20	22,476	10,915	33,391	18,610	6,865	25,475	76%
H30	19,892	10,270	30,162	15,755	5,549	21,304	71%

カ 水泳授業・学校プールに関する新たな取組

(ア) 民営プールの活用（民間スイミングスクールを活用した水泳授業）

学校の水泳授業を、民間事業者に委託する方法です。

学校プールを使用せず、民間事業者の施設（基本屋内）を利用します。

【期待できる効果】

- ・学校プールの維持管理コストの削減
- ・授業の実施が天候に左右されない
- ・水温や水質、衛生面の環境も安定
- ・熱中症対策（炎天下での授業回避）
- ・安全面、管理面での教員負担の軽減
- ・専門家の指導による泳力向上

【導入する場合の課題】

- ・受け皿確保（民間事業者の受入限度）
- ・移動時間発生に伴う授業時間の確保
- ・移動手段及び移動時の安全確保
- ・施設使用料等及び移動用バス費用

(イ) プールの共同利用

学校プールを近接する複数の学校が共同利用する手法であり、屋外プールと屋内プールそれぞれのパターンがあります。

また、学校プール以外に、公立プールを共同利用するケースも存在し、学校の水泳授業での使用を契機として公立プールの整備や改築を行う自治体もあります。

【期待できる効果】

- ・適切な維持補修によるプール環境の整備（対象の絞り込みによる予算の重点配分）
- ・複数校や市民と共同で施設を利用することによるプールの稼働率の向上
- ・学校プールの施設コストの削減

【導入する場合の課題】

- ・移動に時間や費用が必要
- ・移動時の引率者が必要
- ・受け入れ校における清掃や水質管理などの業務負担
- ・学校（施設）間の利用調整が必要
- ・小学校が中学校のプールを利用する場合、低学年の水泳授業に必要な小プールが中学校に整備されていないため、低学年の授業は中学校のプールでは実施困難。
- ・小学校のプールを中学生が利用する場合には水深に注意が必要。

(ウ) 水泳授業の廃止

学校プールのあり方について検討する中で、水泳授業自体を実施しない方向性を示す自治体が増加傾向にあります。

ほとんどが中学校であり、熱中症リスクやプールの老朽化などに加え、近年の欠席者の増加や肌の露出を避けたい思春期の生徒への配慮も理由とされています。

水泳授業を廃止した場合は、水泳事故防止に関する心得は、座学で学習しています。

(3) 学校給食調理場について

ア 背景

平成 21 年に改正された学校給食法にその目的として、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする」と極めて有効な教育的役割が期待されており、この目的を実現するために次の目標が達成されるよう努めなければならないとされています。

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと

給食を提供するに当たっては、おいしい給食であることはもちろんのこと「学校給食衛生管理基準」に従い、食品事故を起こさないための安全管理が極めて重要です。

一方、徳島市立小中学校の学校給食調理場は、小学校 30 校、中学校 15 校のすべてが自校方式調理場（うち小中親子方式 1 組）であり、築 30 年を経過している学校が過半数を占めるなど、老朽化が進行し深刻な状態となっています。

現在これらの調理場の多くは、ウェット仕様であるためドライ運用（※）をするなど運用面での工夫により衛生管理を行っていますが、学校給食衛生管理基準に定められたより望ましい施設整備ができれば、これまで以上に安全安心な学校給食の提供ができることや労働環境の改善に資することが可能です。

学校給食調理場は、校舎などの学校施設と同様に施設の更新が急がれています。

今後、小中学校の適正規模・適正配置の検討を進めていく上で、学校給食調理場をどのような方式、整備手法で整備していくかを合わせて検討する必要があります。

※ ドライ方式とは

床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業する方式。ウェットシステムの調理場においてもドライシステムと同様、床を乾かした状態で使うこと（＝ドライ運用）で、床に有機物や水分を落とさないため細菌の繁殖を防止できるとともに、床からの跳ね水による食品の汚染も防止できる。

また、ドライ仕様・ドライ運用は、長いゴム前掛けや長靴の必要がないため、調理従事者の身体の負担軽減にもなる。

イ 学校給食調理場の整備状況

学校名	R6 食数	R22 児童生徒 推計	運用 (ドライ化)	構造	建築年	築年数	厨房 面積 (m ²)
内町小	305	113	済	RC	S52	47	131
新町小	96	16	済	RC	S49	50	146
佐古小	563	224	済	RC	H9	27	267
富田小	262	71	済	RC	S54	45	170
福島小	445	301	未	RC	S62	37	150
城東小	326	218	未	RC	S60	39	170
助任小	913	472	済	RC	S54	45	226
津田小	544	225	済	RC	S57	42	190
昭和小	418	190	済	RC	S58	41	150
沖洲小	585	278	済	RC	H27	9	452
加茂名小	428	352	済	RC	H13	23	250
加茂名南小	648	529	済	RC	H元	35	150
八万小	699	401	済	RC	H12	24	307
八万南小	689	401	済	RC	S52	47	163
千松小	912	667	未	RC	S54	45	222
大松小	468	280	未	RC	S56	43	123
論田小	405	243	済	RC	S54	45	163
方上小	177	100	済	RC	S59	40	80
宮井小	91	61	済	RC	S61	38	80
渋野小	284	205	済	S	H16	20	100
不動小	59	6	済	RC	S49	50	109
上八万小	352	319	済	RC	S55	44	100
一宮小	43	28	済	RC	S55	44	100
入田小/中	107	21	未	RC	S58	41	100
川内北小	597	363	済	RC	H14	22	250
川内南小	193	115	済	S	S53	46	240
応神小	201	104	済	RC	S52	47	194
国府小	812	606	済	RC	H10	26	267
北井上小	129	68	済	RC	H7	29	150
南井上小	448	301	済	RC	H10	26	200
徳島中	597	291	済	RC	H16	20	260
城西中	663	426	済	RC	S58	41	180
富田中	400	148	済	RC	S62	37	180
城東中	728	394	済	RC	H7	29	222
津田中	294	127	済	RC	H元	35	150

学校名	R6 食数	R22 児童生徒 推計	運用 (ドライ化)	構造	建築年	築年数	厨房 面積 (㎡)
加茂名中	505	413	済	RC	H15	21	265
八万中	656	401	未	RC	S54	45	176
南部中	704	478	済	RC	S59	40	179
不動中	33	3	未	RC	H8	28	130
上八万中	176	183	済	RC	H3	33	100
川内中	425	247	済	RC	S59	40	125
応神中	101	47	未	RC	H9	27	150
国府中	560	439	済	RC	H10	26	267
北井上中	76	38	未	RC	H8	28	130
計	18,117	10,913	未:9				7,914

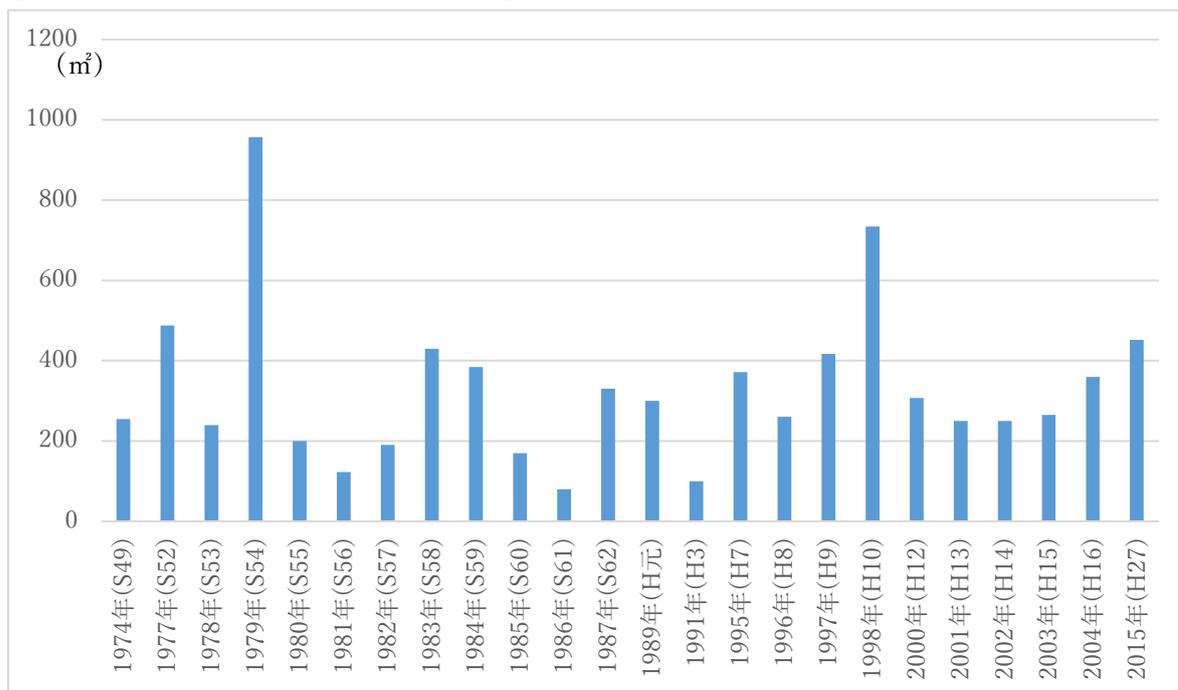
凡例) RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

築年数色別・・・赤色：築50年以上経過、黄色：築30年以上経過

注) 築年数は令和6年を基準として算定。

下記グラフは、市内全調理場の建築年ごとの整備状況を、延床面積で示したものである。1970年代から1990年代までの間に建設が集中しており、これらの調理場の老朽化や劣化が進み、一斉に更新しなければならない時期を迎えているのが現状である。

【各調理場の建築年別床面積整備状況】



ウ 給食提供方式

学校給食の提供方式は主に次の3つがあり、主なメリット・デメリットは次のとおりです。

	給食センター方式	自校単独調理方式	親子方式
方式	共同調理場方式ともいう。複数の学校の給食を一括して調理し、給食時間までに配送する。	学校内の敷地に調理場があり、調理から喫食までの時間と距離が短い。	調理場を持つ自校方式の学校が、調理場を持たない学校の給食調理も行う方式。調理場を持つ方が「親」、調理場を持たない方が「子」となる。一般に距離の近い学校同士で行なわれる。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・自校単独方式に比べて設備投資費や維持管理費の抑制が期待できる ・自校単独方式に比べて少人数での調理が可能となり、人件費の抑制が期待できる ・大量調理のため作業効率が良い ・衛生管理の徹底を図りやすい ・食材費に加算される配送経費が他の方式と比較して低額となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・配送経費が不要 ・児童生徒と調理員のコミュニケーションがとりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・2校分合わせて調理するので効率が良い
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまった用地確保が必要 ・食中毒が発生した場合、食数が多いため被害が大きくなる ・配送経費が必要 ・受入校の配膳室整備が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校で給食調理室の敷地確保と施設・設備投資が必要 ・最も多くの調理人員が必要 ・食材費に加算される配送経費が他の方式と比較して高額となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施できる学校が限定される(学校間の距離、安全な配送ルートの確保) ・親子方式を実施する学校の改修工事が必要 ・配送経費が必要 ・受入校の配膳室整備が必要
コスト	○	×	△
給食費	○	×	△

エ 実施方式別コスト比較

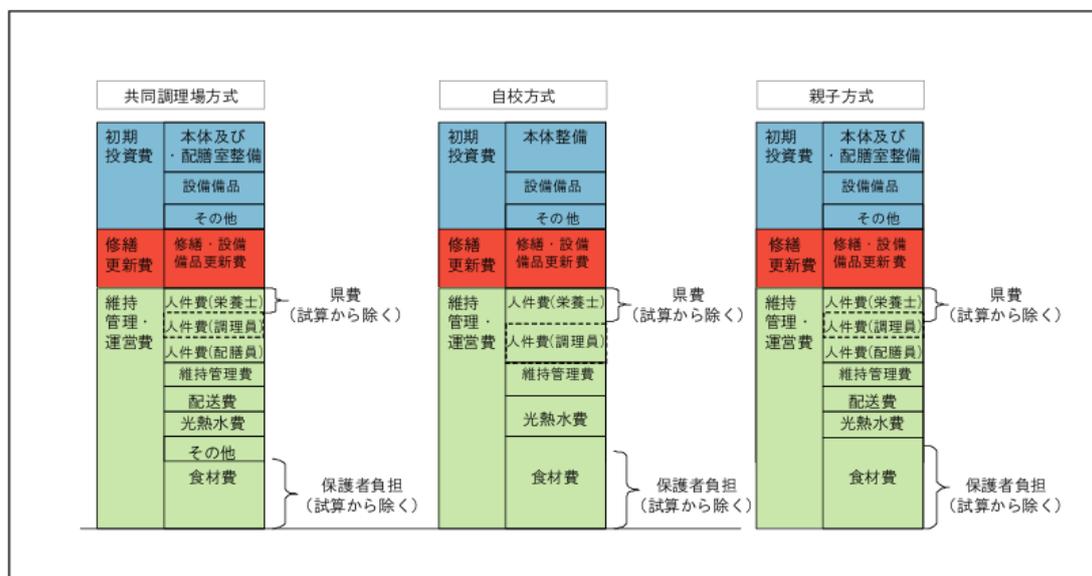
(H24 神戸市立中学校の昼食のあり方検討会資料より)

【各実施方式における積算項目の整理】

給食に係る費用を、「初期投資費」「修繕・更新費」「維持管理・運営費」に大別する。

初期投資費	学校給食の運営開始までに要する費用で、初期にのみ必要となる。
修繕・更新費	毎年度、一定額が必要となるわけではないが、設備等の劣化状況に合わせて、給食供給期間中、数年に一度必要となる費用。(大規模修繕費、設備・備品更新費などが該当)
維持管理・運営費	給食供給を続ける限り、毎年ほぼ一定額かかる費用。

【施設整備型の3方式の費用内訳のイメージ】



【施設整備型の3方式の相違点】

		センター方式	自校調理方式	親子方式
初期投資費	本体整備	○ (給食センター)	○ (給食室)	○ (小学校給食室増築)
	配膳室整備	○	—	○
維持管理・運営費	人件費(調理員)	○ (民間委託)	○ (民間委託)	○ (市職員)
	人件費(配膳員)	○ (民間委託)	—	○ (民間委託)
	配送費	○ (民間委託)	—	○ (民間委託)
	その他(借地料、保険料など)	○	—	—

【実施方式ごとのコスト比較】

■運営期間 40 年間に於ける各方式に於ける神戸市の財政負担総額の比較

(単位：百万円)

	センター方式	自校調理方式	親子方式
初期投資費…ア	13,517	15,664	6,450
国庫補助…イ	878	1,394	—
初期投資費(国庫除く) (ア-イ)…ウ	12,639	14,270	6,450
修繕更新費…エ	22,318	26,274	10,824
維持管理・運営費…オ	54,225	64,862	74,514
総額 (ウ+エ+オ)	89,182	105,407	91,787
1食あたりの費用	336円	397円	346円

オ 調理方式の動向

近年は給食室の老朽化に伴い、自校方式からセンター方式に切り替える自治体が増加しています。

徳島県では、小中学校 241 校のうち、自校調理方式が 66 校、センター方式が 173 校となっています。

区分	自校調理場方式		センター方式	
	学校数(校)	比率(%)	学校数(校)	比率(%)
令和 5 年	10,705	39.4	15,340	56.5
平成 15 年	13,752	45.0	16,784	55.0

(出典：文部科学省「学校給食実施状況等調査」)

カ これからの学校給食調理場に求められる機能

○ 衛生管理

今後整備する学校給食調理場は、学校給食衛生管理基準などに沿った施設整備を行い、汚染区域・非汚染区域の区画分離やドライシステムの導入など、HACCP(※)に対応した衛生管理を行う必要があります。

※HACCP…Hazard Analysis and Critical Control Point の略。

食品の安全性を保障する衛生管理の手法の一つで、原材料の生産から調理されて喫食者の口に入るまでの各段階で発生すると考えられる危害(ハザード)を科学的に分析し、その危害発生を防止できるポイントを定め、これを重点的に管理することで安全性を確保する手法のこと。

○ アレルギー対応

アレルゲンの混入を防止するため、通常食調理の動線と隔離し、アレルギー対応食を調理できる対応室を設けることが求められます。

○ おいしい給食と適温喫食の実現

給食をおいしく提供するためには、温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいまま提供し、適温喫食につなげることが不可欠です。給食調理から短時間での配食や、保温機能の高い二重食缶等の導入により、適温喫食の実現が求められます。

○ 災害時対応機能

【自校調理方式】

災害発生時における避難所の運営の際、食事の質の確保に当たっては、学校給食施設等の活用も有効な手段の一つとなることから、積極的な活用が期待されます。

使用にあたっては、まず、当該施設が災害により、損壊や汚染等していないか、電気やガス、水道等が安全に使用できる状態にあるか、衛生面が確保されているか等を確認することが必要です。また、再度学校給食の調理目的で使用する場合においても、学校環境衛生基準及び学校給食衛生管理基準を参考に施設設備の洗浄や消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に十分留意する必要があります。

【センター方式】

災害時には緊急食糧基地として、ライフラインが停止した場合でも炊き出しが可能な施設として設計されている事例があります。

また、ライフラインが途絶えた中で救援物資が届くまでの非常食の備蓄倉庫を併設する場合や、災害発生時に避難者へ温かい食事を提供できるよう、1回で300食調理可能な「移動式煮炊き釜」を備える事例もみられます。

○ 環境への配慮

公共施設として、環境への負荷を低減するよう配慮することが必要です。

また、本市が掲げるSDGsへの取組の一部として、温室効果ガスの排出量の削減やフードロス削減が求められます。

参 考

徳島市小中学校のあり方検討委員会について

令和4年度から令和5年度の2か年にわたり、児童生徒数の推移及び老朽化が著しい学校施設の現状を踏まえ、市立小中学校の将来を展望した学校の在り方について、幅広い見地から意見をいただきました。

(1) 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について検討し、徳島市教育委員会に意見を述べる。

- ① 学校の規模適正化・適正配置に関する事項
- ② 学校教育の振興及び向上に関する事項
- ③ その他教育委員会が必要と認める事項

(2) 委員構成（令和5年度）

区分	所属	氏名
識見を有する者	四国大学 教授	奥村 英樹
〃	鳴門教育大学 特任教授	竹内 敏
〃	鳴門教育大学 特任教授	藤田 完
学校・教育関係者	徳島市・名東郡中学校校長会 会長	田村 浩康
〃	徳島市・名東郡小学校校長会 会長	中野 勝邦
〃	徳島市幼稚園園長会 会長	米原 貴美枝
〃	徳島市・名東郡 PTA 連合会 会長	藤森 圭二
〃	徳島市・名東郡 PTA 連合会 副会長	川崎 なを
〃	徳島市教育次長	田村 康治

(3) 開催状況

① 令和4年度

【第1回】

開催日時：令和4年9月1日（木） 午後3時から午後4時30分まで

協議事項：・会の設置について（目的共有、委員長・副委員長の選任）

- ・徳島市立小中学校の現状について
- ・徳島市公共施設再配置計画について

【第2回】

開催日時：令和4年11月28日（月） 午後2時30分から午後3時30分まで

協議事項：・小中連携教育等について

- ・他都市とのデータ比較について
- ・「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）」等について
- ・公共施設再配置に係る先進事例について

② 令和5年度

【第3回】※最終回

開催日時：令和6年3月26日

協議事項：・これまでの検討内容について振り返り

- ・児童生徒数の将来推計と施設老朽度に基づく再編イメージの共有
- ・再編に合わせて検討すべき事項について意見交換
- ・今後の検討の場を「小中学校適正規模・適正配置等検討委員会」に移すこと及び、再編に関し委員からいただいた意見（別紙意見書のとおり）を引き継ぐことを説明
- ・解散

市立小中学校の再編検討にかかる意見について

令和6年3月26日
徳島市小中学校のあり方検討委員会

1 基本的な考え方

小中学校の再編は、あくまでも子どもたちにとってより良い教育環境の実現を目的として行うべきものである。

将来に向け、徳島市がどのような人材を育成していくのかについて、社会環境の変化等を踏まえ整理した上で、そのために求められる教育環境を考慮に入れながら、適正な学校規模と配置について考えていく必要がある。

2 検討のスピード感

徳島市は学校数が多く、学校施設の老朽化が課題となっている。今後においても児童生徒数の減少が見込まれる中、住民の将来負担や施設の安全性を考えれば、早急に再編について検討することが求められる。

また、本市の学校施設の多くは昭和40年、50年代に建設されており、現在の学校教育に対応しきれず、教室も非常に手狭となっている。子どもたちの教育環境を整えるという観点からも、早急に建替が必要である。

しかしながら、検討にあたっては、予算や時間の制約のみに縛られることなく、子どもたちの教育を守るという前提に立ち、慎重に検討する必要がある。

3 再編の手法

(1) 適正な学校規模の設定

学校教育法施行規則において、学校規模の標準は小中学校ともに「12学級以上18学級以下」と定められているが、地域性や個別の学校の状況等も踏まえ、徳島市の小中学校の規模としてふさわしい学校規模を改めて検討の上、設定する必要がある。

なお、単純に全市統一の基準とするのではなく、市街地と郊外地域等、地域別の考え方を整理するなど、きめ細かな検討が必要である。

(2) 通学区の見直し

再編の検討を行う際は、通学距離や通学時間、通学手段等を考慮し、児童生徒が安全に通学できる環境を確保していく観点から、通学区の見直しについても検討する必要がある。また、その際は、夏場の高温化など、最近の気候変動や児童生徒の体力等を考慮に入れ、必要な通学支援についても併せて検討する必要がある。

(3) 小中連携に向けた検討

小・中学校における連携は、これまでも小・中学校が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指し取り組まれてきているところであるが、取組は学校ごとに差がある状況であり、必ずしも進んでいるとは言い難い状況である。

中1ギャップや、小学校での英語教育・プログラミング教育の必修化等の教育改革への対応策として、近年、小中連携の重要性が一層高まっている。

こうしたことを踏まえ、再編の検討にあたっては、徳島市としての小中一貫教育の考え方について整理し、学校再編に併せた小中一貫教育の推進等、子どもたちの豊かな成長につながるような検討を行う必要がある。

(4) 地域とともにある学校づくりの推進

① 地域拠点としての学校づくり

徳島市公共施設再配置計画〈方針編〉では、小中学校は「各地域での利用を基本として、地域住民が利用する施設」として、幼稚園、保育所、認定こども園、学童保育施設、コミュニティセンター等とともに、「施設利用者の減少に応じ、大規模施設を中心とした集約・複合化」等について検討することとされている。

小中学校の再編に関しては、「どのようなまちづくりを進めていくか」という観点に立ち、地域の公共施設全体の配置について、教育委員会と首長部局の連携のもと、複合化等も視野に入れ検討を進める必要がある。

② コミュニティ・スクールを核とした学校づくり

これからの学校のあり方として、地域とともに子どもを育てていく、という方向性が重要となってくることから、学校運営に地域の人々や保護者が参画するための仕組みであるコミュニティ・スクールの活性化及び内容の充実を図るとともに、再編の検討にあたっては、適切な学校規模や通学距離の問題だけでなく、地域コミュニティの中心としての学校を意識し、地域的なまとまりとしての通学区域に配慮する必要がある。

また、再編によって協働関係の変更を迫られる保護者や地域住民等に対し、再編後の新たな関係構築が円滑に進むための支援策の検討が求められる。

③ まちづくりの観点からの検討の必要性

学校がこれまで、地域拠点として重要な役割を担ってきたことから、再編による地域の衰退を防ぐため、校区を越えた地域の繋がりの創出や、学校に変わる新たな拠点づくり等、まちづくり担当課等の関係部局と連携した検討が必要である。

(5) I C T等先端技術の活用

I C Tを活用した小規模校間の連携や、規模の異なる学校間での合同授業等の学校格差への対応、不登校児童生徒等への遠隔授業、校区を越えて学び経験できる・地域と繋がれるシステムづくり等について、先端技術の積極的な活用についても視野に入れ、これからの社会・未来にふさわしい学校の姿について検討する必要がある。

4 再編の進めかた

再編の検討にあたっては、課題を見える化するとともに市の考えを丁寧に説明した上で、アンケート調査等により関係者の意向を聞き取り計画に反映させることで、学校の再編が明るい未来・地域づくりに繋がるよう、地域との合意形成を丁寧に図る必要がある。

また、できるだけ初期の段階から、地域や関係者とともに再編や未来の学校の姿について考えていくための工夫が必要である。

5 跡地活用

再編に伴い廃校となった跡地・跡施設については、有効活用を図ること。

ただし、活用策の決定にあたっては、地域のコミュニティの核であった学校がこれまで果たしてきた役割等を踏まえ、地域との合意形成を図ること。

以 上